

## 厚岸町議会 第2回定例会

平成21年6月24日

午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番石澤議員、1番音喜多議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。  
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 議会運営委員会を開催いたしましたので、報告を申し上げます。  
委員会を開催したのは、平成21年6月22日であります。  
協議内容につきましては、第2回定例会の議事運営についてであります。  
（1）報告について。議会側より（ア）諸般報告、（イ）例月出納検査報告がございます。  
イ、理事者側より、行政報告が1件ございます。  
（2）議会提出の案件についてであります。  
ア、意見書案第3号、2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書であります。審査方法については、本会議において審査することとなりました。イ、請願第1号、治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての請願書であります。審査方法は、総務常任委員会に付託し、閉会中の審査となります。ウ、閉会中の継続調査申出書についてであります。総務・産業・厚生文教・議会運営委員会より、それぞれ提出されます。審査方法は、本会議において審査をいたします。エ、議員の派遣について。審査方法は、本会議において審査をいたします。  
（3）町長提案の議案等についてであります。ア、報告第4号から第6号、3件であります。審査方法は、本会議において審査をいたします。イ、議案第40号条例であります。1件、審査方法は、本会議において審査をいたします。ウ、議案第41号から第42号、平成21年度補正予算、2件であります。審査方法は、平成21年度各会計補正予算審査特別委員会へ付託し、会期中に審査をいたします。  
（4）一般質問は、8人であります。  
（5）会期の決定についてであります。6月24日から6月26日までの3日間とし、休

会日はありません。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましてとおり、本日から26日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から26日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（南谷議員） 日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成21年3月4日開会の第1回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今般、釧路東部消防組合、釧路公立大学事務組合及び釧路広域市町村圏事務組合の各議会報告書が提出されております。

議員の皆さんに申し上げます。

関係資料の詳細につきましては、別途、議員控室に備えることにしておりますので、ご了承をいただき、後ほど閲覧をして、ご参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（南谷議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供してください。

●議長（南谷議員） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

平成21年厚岸町町議会第2回定例会に際し、お許しをいただき一言ごあいさつを申し上げます。

私は、平成13年7月13日に厚岸町長に就任以来、来月12日をもって2期目の任期を迎

えることとなります。このことにより、公職選挙法第33条の規定に基づき、厚岸町長選挙が去る6月9日に告示され、三度立候補をいたしましたところ、無投票当選となり、3期目の町長の職を務めてさせていただくことになりました。もっと元気な厚岸、そしてだれもが住みよい、住みたくなる、来たくなる町づくりに向け、私に課せられた使命と責任の重大さに、身の引き締まる思いであります。

改めて、この大任をお与えいただきました町民の皆さん並びに町議会議員の皆さんに、心からお礼を申し上げ、来る7月13日にスタートする3期目に向けての決意の一端を申し述べさせていただきたいと存じます。

私は、21世紀の幕開けの年、平成13年に町長に就任させていただきました。この年は、いわゆる地方分権一括法が施行され、それまで以上に地方の自主自立が求められることとなりました。しかし、同時に、国の構造改革や地方分権の推進の名のもとに三位一体の改革が推し進められ、大変厳しい財政運営を余儀なくされてまいりました。

私は、財政基盤の確立なくして、町民の皆さんが望む行政運営はなし得ないとの考えのもと、財政の健全化に全力を傾注し、町民の皆さんや町議会議員の皆さんのご理解と、そして町職員の協力によって、町の行財政改革に取り組んでまいりました。この間、厳しい財政状況にありながら、加えて私が引き継いだ時点の地方債残高を将来の世代に、できる限り少なくしていくことを念頭におきつつ、教育環境の整備や上下水道事業の執行、さらには産業基盤の整備など有利な財源を厳選しながら、投資的事業を積極的に行うと同時に、将来を担う子供さんを産み育てる環境づくりや高齢者福祉施策に関しても配意してまいりましたし、自然産業に依存する町として、環境保全に関する事業展開も、町民の皆さんの理解と協力のもと実行することができました。

おかげさまで地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断基準内で、行政運営を執行することができておりますが、なお、予断を許さない状況が今後も続くものと認識しており、これまで2期8年の経験をもとに、さらに情熱と意欲を持って町政のかじ取り役として使命と責任を果たしていく決意であります。

私は、このたびの町長選挙に際して、次の八つについての町民皆さんにお約束をいたしました。

第1は、福祉・医療を充実し、人々の心が通い合う生き生きとした町づくりであります。

第2は、夢と希望が生まれる教育・文化・スポーツの町づくりであります。

第3は、安全・安心そして快適に暮らせる町づくりであります。

第4は、人と自然に優しい環境の町づくりであります。

第5は、厚岸の経済活動を支える水産・農林業の振興を図ることです。

第6は、商工業の活性化と魅力ある観光の町づくりであります。

第7は、町民と行政による協働のまちづくりであります。

第8は、自主自立の地域主権型社会の構築であります。

以上の政策課題に、継続して積極的に取り組んでまいるほか、町民の皆さんが抱いているそれぞれの夢の実現に、行政としてできる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますし、何よりも財政の健全化を堅持しつつ、近隣町村ともしっかりと手を携えながら、国や北海道の動向を見据え、町民の皆さんの負託に応えてまいります。

また、平成21年度は、第4期厚岸町総合計画最終年度で総仕上げの年であり、同時に、第5期厚岸町総合計画策定の年でもあります。議員各位のご理解とご協力をいただきながら策定を進めてまいりたいと存じます。

以上、私の3期目に対する抱負を申し述べさせていただきましたが、我が愛する郷土厚岸町が今後も発展を続けていくための町政の執行に当たり、一層のご支援とご協力を心からお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

●議長（南谷議員） 以上で、町長の発言を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第6、教育長から、行政報告を求められておりますので、これを許します。

教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。

私から、6月17日午後、太田小学校2年、男子児童が下校途中に遭遇した交通事故について、その内容を報告いたします。

事故の状況であります。6月17日水曜日、午後2時50分ごろ、道道厚岸昆布森線の太田2の通り73番地付近で、スクールバスで下校した小学2年の男子児童が、自宅前でスクールバスをおりた後、道路を横断しているところを84歳の男性が運転するRV車にはねられ、道路に頭を強く打ち、意識不明の重体となったところであります。

太田・大別地区のスクールバスの運行につきましては、運転業務をさくらハイヤーに委託しており、当日は15人乗りマイクロバスを利用し、5人の児童を乗せて、午後2時40分に太田小学校を出発いたしました。

事故に遭った児童の自宅前では、バスの進行方向右側に住宅があり、道路を横断することとなるため、運転手は前後の安全を確認してからドアをあけて、児童をバスからおろし、さらに出発に際しても前後の安全確認を行い、バスをスタートさせました。

間もなく前方から来たRV車とすれ違ったことから、運転手は、今、バスからおりた児童の様子をルームミラーで注意をしていたところ、そのRV車にはねられ、カバンや手に持っていた荷物が飛んだのを目撃しました。運転手は直ちにスクールバスを停車し、当該児童の祖父とともに、警察や救急車、会社へ通報をしました。その後、駆けつけた救急車で児童は町立病院へ搬送され、懸命な医師の処置を受け、自発呼吸が回復したため、さらなる治療を受けるため、午後5時に市立釧路総合病院へ転送されました。

市立釧路総合病院の医師の判断によりますと、児童は「頭蓋骨骨折及び肺挫傷」等により、重篤な状況にあり、予断を許さない状況にあるとの説明を受けました。

入院以来、医師の懸命な治療と回復を祈るご家族の手厚い看護のかいもなく、本日、午前3時30分に息を引き取ったとの知らせを受けました。未来を担う大切な子供の命を奪う悲惨な交通事故が発生してしまったことは、甚だ残念でなりません。山吉陸君のご冥福をお祈り申し上げるとともに、ご家族やご親族の皆様に対しまして、心からのお悔やみ申し上げます。

この事故を教訓として、教育委員会といたしましては、スクールバスの乗降の安全に

ついて、当該太田・大別線だけでなく全路線について、学校及び委託業者とともに緊急点検を行い、より一層万全を期してまいりたいと考えております。

また、同じスクールバスに同乗していて事故の現場を目撃したことによる心の痛手を負った児童のために、スクールカウンセラーの配置についても学校と相談しながら、手配をしてまいりたいと考えているところであります。

今回、このような事故が起きてしまいましたことは、まことに残念であり、再発防止に向けて可能な限りあらゆる対策を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（南谷議員） 以上で、行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

質疑ございませんか。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

- 議長（南谷議員） 日程第7、請願第1号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての請願書を議題といたします。

職員の朗読を行います。(朗読 省略)

- 議長（南谷議員） 紹介議員であります石澤議員より説明を求められておりますので、これを許します。

15番、石澤議員。

- 石澤議員 ただいま上程されました請願第1号治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての請願書の審議に当たりまして、紹介議員として補足の説明をさせていただきます。

本請願につきましては、ただいま上程されました内容のとおりであります。戦前の憲法のもと、平和・民主主義・戦争反対を訴えたり、このことを本当に知りたいと本を読んだり、グループで話し合いをただけで、この取り締まりの対象になった時代があり、今、蟹工船ブームと言われておりますが、その作者小林多喜二が、特高警察に拷問により命を奪われたのを初め、反戦・民主主義の活動家を初め民主国家の自由の思想・信条を弾圧したのは、大正14年に公布された治安維持法です。この法律は、終戦により廃止されるまでの20年間に、先ほど朗読されたとおり、10万人が逮捕、起訴は7万5,000人以上にのぼり、拷問・虐待・獄死・実刑など耐えがたい苦痛と、尊い命を奪われるなど多くの犠牲者を生んだもので、厚岸町においても昭和18年、19年の2度にわたり、町内住民が思想検挙者として警察に留置されております。刑に服した人は、戦後、この法

律の廃止されるとすべて開放され、将来に向かって、その権利を受けなかったとみなすとされただけで、何の謝罪も損害賠償もされませんでした。ドイツやイタリアでは、第2次世界大戦時のナチス政権下の犠牲者や反ファシスト政治犯、犠牲者に対して、国家賠償を早めに実施しています。

日本弁護士連合会も公式に謝罪し、肉体的・精神的被害に関する補償を含めた慰謝の措置をとることが、侵害された人権の回復措置として必要不可欠であると勧告しています。

治安維持法の時代の実態やその教訓を学び、治安維持法の戦前の悪法で弾圧の被害を受けた犠牲者に国は責任を認め、謝罪し、国家賠償を行う法律を制定するよう求めるもので、議員各位のご賛同をいただき、本請願の採択をいただきまして、請願者の要望する意見書を提出されますようお願い申し上げまして、補足説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本請願については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、意見書案第3号 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。（朗読 省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります音喜多議員に、提案理由の説明を求めます。

1番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま議題となりました意見書案第3号、2010年度国家予算編成における義務教育無償、教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書案について、提出者の私より提案説明を申し上げ、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げます。

提出させていただきました意見書案は、来年度、2010年度の国の予算編成に当たり、所得の二極化や昨今の経済不況、保護者の雇用悪化など社会情勢を反映し、子供の教育、とりわけ学校教育に係る財政的支援を国に求めるものであります。

貴重な時間でございますので、早速、要請しております3項目について説明させていただきます、ご理解を賜りたいと存じます。

1項目めは、義務教育費国庫負担制度を堅持しなどと書かれておりますが、義務教育費は無償で、等しく教育を受ける権利を有すると憲法第26条で定められていることは、皆さんに言うに及びませんが、そこから生まれた義務教育費国庫負担制度は、どうしても避けて通れない過去の歴史的背景があります。戦後、今の憲法が制定されるとともに、同法に伴って義務教育費国庫負担制度が制定されておりますが、1950年にシャープ勧告に基づいて、一たん廃止された経緯がございます。この廃止に伴って、教育に対する取り組みに地域間格差が増大し、さまざまな問題点が噴出し、わずか3年で復活し、現在に至り、堅持されております。過去の苦い経験のもと、二の舞を踏むことのないよう、この制度を堅持するよう求めるものでございます。

また、この制度の負担率二分の一の復元を求めるのは、2001年に小泉政権が誕生し、その後、聖域なき構造改革を推進するとして、地方交付税、国庫負担金、国庫補助負担金、税源移譲のいわゆる三位一体改革が骨太方針2002の決定がなされ、とりわけ2006年度予算編成に当たり、約2.4億円と言われていた義務教育費国庫負担金の扱いが大きく報じられていたことは、各位の記憶にまだあるかと存じます。多くの識者や国民の声に一般財源化は断念したものの、負担率が2分の1から3分の1に改正され、06年度から実施され、今日に至っております。

交付金化や一般財源化されると、目に見えない教育予算などは減額が余儀なくされ、教育水準の低下が懸念されます。この時には、幼稚園から大学まで一貫教育が一握りや1割のできる子と、そのほかの子と、差別化を奨励しているとも受け取れる報道も記憶にあるところでございます。

2項目めに、教育予算の確保・拡充を求めるものでありますが、近年、保護者負担がふえ、また、本来公費で賄うべき教育費をPTA会費からの持ち出しになっている市町村もあると報告されております。1985年、国家の赤字財政を口実に当時の大蔵省は、学校事務職員、栄養職員の給与費を教育予算適用除外にしようとしたことがありました。今も継続して教育予算内で生かされておりますが、その後、旅費や事務教材費、図書費などは適用除外にされ、一般財源化されております。

そして、何よりも要保護・準要保護世帯の増加傾向にあり、全員が高校へ入学する時代ではありますが、授業料の未納でやめざるを得ない状況もあります。就学援助や奨学金、授業料などに対する支援など、制度の充実を求められています。

3項目めに、30人以下の学級早期実現、教職員定数改善計画の実現、学校教育法第37条第3項の削除を求めるものでありますが、政府はさきに平成18年から22年度までの5年計画で、子供に生きる力をはぐくむために、必要となる確かな学力を身につけさせるために、個に応じたきめ細かな指導を徹底するとしております。それが、公立義務教育学校教職員定数改善計画で、現在、第8次にわたり既にこの計画の後半に入っております。その計画の目的は、習熟度別指導や少人数教育の一層の推進、不登校の対応や軽度

発達障害を持つ子や外国人子女等の日本語指導、養護や栄養教諭や事務職員の配置、特殊教育の充実のためなどと、これらに対応するため教員定数を、この5年間で1万5,000人増の定数改善計画で現在進行中ではありますが、なかなか計画どおりに進んでいないのが実態でもあるようであります。

学校教育法第37条3項などを削除しというのは、学校教育法第37条第1項では、小学校には、校長・教頭・教諭・養護教諭及び事務職員を置かなければならないとしているにもかかわらず、第3項では副校長を置くとき、その他特別の事情があるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情があるときは事務職員を、それぞれ置かないことができるとしています。

現在、実施中の公立義務教育札幌教職員定数改善計画では、きめ細かな指導をすることで改善計画を進めている中で、他方ではこれを阻害するようなつじつまの合わない条文となっており、これを削除するなど整備を要請するものであります。子供は、国の宝と言われながらも子供の将来を導くのは、国の熱意、政治の手厚い支援が必要かと思えます。

北海道道議会は、昨年6月定例会で、同じ趣旨の義務教育費国庫負担制度の堅持を初めとする義務教育の機会均等と確保と教育予算の拡充を求める意見書を採択されていることを申し添え、大変長い時間になりましたが、ご審議いただき、議員各位のご賛同心からお願い申し上げ、ご承認いただきますよう提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。質疑ございませんか。

（な し）

- 議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本案は、下記に記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第9、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題にいたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第4号、繰越明許費繰越計算



書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この内容につきましては、さきの3月厚岸町議会第1回定例会におきまして、平成20年度厚岸町一般会計補正予算において議決をいただきました繰越明許費につきましては、平成21年度へ繰り越したものでございます。

本文でございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成20年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

議案書、2ページをお開き願います。

平成20年度厚岸町繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。

本表のとおり、7款11項16事業について繰り越したものでございます。

事業個別の説明は省略させていただきますが、内容につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金関連事業、これは13事業にわたります。定額給付金給付、子育て応援特別手当、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業でございます。

本表の下段をごらん願います。

合計欄でございますが、繰越明許費予算3億7,849万円に対しまして、翌年度繰越額、総額は3億5,059万7,000円。その財源内訳といたしまして、既収入特定財源2億7,277万2,796円、未収入特定財源、国庫支出金といたしまして6,528万8,000円、一般財源1,253万6,204円を平成21年度へ繰り越したものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、報告第4号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口多議員。

●谷口議員 工事予算審議していますから、そのときのことはいいのですが、非常に経済状況が思わしくないというようなことで、地域活性化、あるいは緊急雇用のための予算が本予算に多く含まれているわけですが、結果的に厚岸町のこれらの事業は繰越明許ということで、次年度に事業が繰り越されているわけでありましたが、現在までこれらの事業で実際行われた事業はどの事業があるのか、終わっているものがあるのかないのか、今、進行中のものはどれなのか、ちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

三つの種類がございますので、説明をさせていただきます。

まず、2款総務費の定額給付金の関係でございます。予算総額が1億8,498万4,000円、20年度執行、1億5,370万8,000円、残の3,127万6,000円を繰り越したものでございます。

それから、3款民生費、これが子育て応援特別手当でございます。これは予算総額698

万4,000円、うち20年度執行額476万5,000円、したがってその差額が221万6,000円を繰り越したものでございます。

7款土木費、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業6,310万8,000円、これにつきましては未発注でございます。

それから、これ以外が生活対策等交付金の部分でございますが、発注済みが緊急通報装置整備事業、これは民生費の1社会福祉施設費、同じく民生費の児童福祉施設費の保育所施設整備事業。それから、衛生費の病院に対する負担金。それから、土木費の奔渡町港通りのかさ上げ、港町冠水対策事業、尾幌2号川支流整備事業が発注済みとなっております。それから、住宅費の町営住宅施設整備事業、これが発注済みとなっております。それから、教育費の小学校費の真龍小学校屋外運動場施設整備事業、これは投光機でございますけれども、これが発注済みということで、繰越明許費計算書のうち8事業が発注済みということになっているところでございます。失礼いたしました。土木費の河川費、別寒辺牛川水系治水砂防、これは発注済みでございます。したがって、9件の事業が発注済みということになっているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口多議員。

●谷口議員 内容はわかりました。町有施設解体整備事業、これが発注されて、これあたりが一番先にやってもいいんでないのかなと思うんですが、これが発注になっていないのは何か理由があるんですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私のほうから、町有施設解体整備事業のほうの発注の状況でございますけれども、これは今現在、当初考えておりましたのが、8件の工事として考えてございました。そのうち、4件は発注をしております。今後、今、工事の進みぐあいを見ながら、随時また発注していきたいというふうに考えてございます。

（「何か一つ一つ聞かないば出てこないのか」の声あり）

●議長（南谷議員） 手を挙げて言ってください。

（「だってさっき答弁していないっしょ」の声あり）

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変答弁の仕方のまずさをまずおわび申し上げます。

税財政課としては、町有施設解体施設整備事業として、一つの事業としてとらえておりまして、すべての事業を発注を終えるまで1件というカウントをしてございませんで

した。そういう意味で、未発注ということでございまして、先ほど建設課長のほうから答弁ありましたとおり、数がございます。それぞれの数が、発注予定の箇所が発注済みということでないことから、発注してないという答弁をしたところでございます。

したがいまして、正確には一部発注ということで、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口多議員。

●谷口議員 そうすると、あと定額給付金と先ほど説明ありましたけれども、それ以外では全くあとは手ついたものはないというふうに見ていいんですか。まだ、どっかの担当課で担当しているもので、一部は手をつけているというようなものはあるのですか。

●議長（南谷議員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） ちょっと工事関係のほうで、一度、整理した中でご説明申し上げたいと思いますけれども、住宅管理費それらの事業、公営住宅等の整備事業につきましては、すべて発注をしております。ただ、現在、工事中でございます。そのうち3件ほどは、工事が完了しているというふうな状態にはなっておりますけれども、今、すべて発注して整備中でございます。

それと、公共施設の建物の解体は、先ほど言ったとおり、すべてを発注しておりませんけれども、4件ほど発注をして、残り随時また発注をしていくというような状況をとっております。

それから、ほかに児童福祉施設費の関係、保育所関係の工事等につきましても5件の工事を予定しております。中では4件が既に発注をしております。残り1件をこれから発注するといったような状況で進めているところでございます。

あと、道路関係のほうでは、先ほど税財政課長からもお話もありましたけれども、奔渡の港通りかさ上げ工事、それから港町地区のかさ上げ整備につきましては既に発注をしております。今現在工事を行っているといったところでございます。

私のほうからの土木関係のほうでは、こういった状況となっておりますというところでございます。

●議長（南谷議員） 3回やっています。本会議ですから、手挙げて指名したのが3回…

…。

（発言する者あり）

●議長（南谷議員） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

他にございませんか。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 財源の中で、次年度に繰り越しているというか、6,528万8,000円ですか、これは、この後入ってくるのか、今回の定例会にもあれだし、どういう形で入ってくるのか、その見通しというのはどうなんですか。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

未収入特別財源ということでお答えさせていただきます。

民生費の子育て応援特別手当、これにつきましては未収入特別財源としまして218万円、これは大体9月ごろの予定として、今、申請等をしているところでございます。

それから、土木費、河川費の6,310万8,000円につきましては、事業完了後精算報告をして、国庫出資金の歳入となるところでございまして、それにつきましては事業の工期が10から11月以降、完了になるということ想定すると、その後の精算報告によって補助金の申請になるところから、それ以降の歳入となるところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

他にございませんか。

13番、室崎議員。

●室崎議員 大変素人的な質問で申しわけないんですけども、既収入特別財源というのが2億7,000万円ぐらい今記載されていますよね。それで、先ほどの質問の中でも出ておりました緊急何とか対策ということで、たしか年度末近くになってから2億4,000万円ぐらい来たんじゃないかと。そうすると、既収入特別財源というのが全部、特別な形で年度末にどさっと来た交付金、すべてではないんじゃないかというような感じもするんで、そのあたり既収入特別財源のうち、いわゆる国から特別交付金ようなもので来ているものと、そうでないものとの色分けをちょっと教えていただきたいのです。大ざっぱな数字で結構です。何円まで要りませんから。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

生活対策臨時交付金につきましては、すべて概算交付で2億4,146万2,000円が収入済でございます。それ以外の定額給付金、子育て応援手当関係が既収入特別財源の記載のとおりでございますけれども、この部分を除いて合計を出していただきますので、差し

引きをしていただきますと、計算としては2億4,146万2,000円、イコール臨時交付金の総務省から配分を受けた額が、既に概算交付として収入されているところでございます。それを平成21年度に繰り越すということでございます。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、こここのところに出てくる2億7,300万円というのは、緊急雇用対策特別交付金以外にも子育て何とかとか、いろいろな名目での臨時交付金の総額であるということになるわけですか、2億7,300万円というのは。それとも何らかの事情でもって、昨年度にできなくて繰越明許になっているもの、そういう財源交付として国や道から来ているものとの関係なく、そういうものも入っているのかということなんですよ。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変説明が的確でなくて申しわけございません。

まず、総務費の定額給付金給付、これが既収入特別財源として3,127万5,206円、これにつきましては先ほど申し上げました生活対策臨時交付金とはまた別のもので、いわゆる給付金の部分でございます。これが既に20年度の予算として歳入されてございます。それから、子育て応援特別手当、これが3万5,590円、これも既に歳入されてございます。この補助金として歳入されてございます。これら以外の合計が、いわゆる生活対策臨時交付金の額、総額になるというところでございます。

ご質問の趣旨に沿った答弁かどうかわかりませんが、こういうことでございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（南谷議員） 日程第10、報告第5号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の説明についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました報告第5号社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容をご説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、これをごらんください。

初めに、厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理が行われています。

また、会計区分を8区分とし、公益会計区分を一般会計に包括した中で、事務の簡素・合理化を図ることとし、一般会計のみの1会計区分となっております。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。

平成20年度事業報告書でございます。

次の2ページには目次、3ページには総括説明がございます。

内容について、その要点をご説明申し上げます。

総括的には、各種の福祉推進事業の継続実施に加え、新たに災害時の炊き出し機器である「レスキューキッチンシステム」の貸し出し事業の開始、また、地域ぐるみで子育てをサポートするファミリーサポート事業の事前調査を実施し、本年度の事業スタートに結びつける展開が行われています。

なお、昨年度は、社会福祉協議会で策定している第4期地域福祉実践計画がスタートした年ではありますが、事業計画に基づいた各種事業を着実かつ積極的に実施されております。

法人運営事業では、理事会、評議員会、各部会などが適時開催されています。

福祉推進事業では、地域活動を推進し、ノーマライゼーションの普及推進を図ることができました。

4ページの受託事業では、外出支援サービス事業などの町からの受託事業を実施されています。

訪問介護事業と居宅介護支援事業では、町民の多様な要望に迅速に対応できる態勢づくりに努め、特に居宅介護支援事業の利用者の伸びがありました。

ボランティアセンター運営事業では、依頼団体などへ職員を派遣することにより、ボランティアの養成などに努めることができました。

次の5ページから18ページにつきましては、平成20年度の各事業報告であり、事業名、実施日、場所、内容などを記載しております。

初めに、法人運営事業の内容であります。理事会、評議員会等の開催の状況について記載し、6ページは、部会の開催、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施内容です。

7ページ、中段は会員と会費の状況、福祉団体等への助成内容と広報活動の内容が記載されております。

8ページ、福祉推進事業の内容は、小地域ネットワーク事業として、たすけあいチーム事業の実施、地域福祉研修会の開催、ノーマライゼーション普及事業として、第17回すこやか健康福祉運動会の実施。

9ページには、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援・参加協力。高齢者福祉推進事業として、ふれあい会食会の実施の内容。共同募金協力事業として、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金への協力、赤い羽根チャリティーパークゴルフ大会の実施の内容の記載となっております。

次に、10ページからの受託事業は、いずれも町からの受託事業で、外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業として、福祉相談所運営委員会の開催、福祉中央相談所の開設。続く11ページには、法律相談の実施、生活管理指導員派遣事業における派遣の状況について、介護予防普及啓発事業として、元氣いきいき教室の実施内容が、12ページにわたる記載となっております。

次に、13ページからの大きく区分の訪問介護事業としましては、訪問介護事業について、その事業内容説明と利用状況となっており、介護保険制度におけるホームヘルプサービス利用者数は、前年比1.9%の減、1,584人となったところでございます。

14ページでは、職員研修の実施内容、15ページでは、障害福祉サービス事業の内容、利用状況、介護員養成研修事業の実施内容であります。

次に、16ページ、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業の内容ですが、事業内容、利用状況、職員研修の実施の内容で、事業者の合計は前年比19.6%増の1,552人となっています。ボランティアセンター運営事業の内容では、ボランティアセンター運営委員会の開催、災害救援ボランティア講座の開催。17ページに、福祉教育ボランティア普及活動学校助成事業、中高校生福祉体験学習事業、ボランティア情報誌の発行、ハートコール事業の実施、ちょこっとボランティア「ちょボラの日」の関係、各種関係機関への協力の内容です。

18ページは、福祉センター運営事業は、センター各会議室等の利用状況などの内容が記載されています。

最後、資金貸付事業の内容では、生活福祉資金貸付調査委員会の開催、生活福祉資金貸付状況、低所得者資金貸付状況の内容となっております。

続きまして、19ページからは、平成20年度決算報告書であります。

21ページをお開き願います。

平成20年度一般会計収支予算（資金収支計算書）総括表です。

なお、民間会社と同様の基準で作成され、経常活動による収支、施設整備による収支、財務活動による収支の三つの区分で、お金の動きを把握するようになっております。

経常活動による収支は、本来の企業活動によって資金を生み出し、設備投資や借入金の返済能力があるかどうかを判定するものです。施設整備による収支は、補助金や寄附金などにより、どの程度の施設整備が進められているかをチェックします。財務活動による収支は、借入金返済、預金積立金等を把握するとともに、経常活動と施設整備を含めた全体を把握します。

なお、表の摘要欄に※印の1から16までの数字が付されているものは、22、23ページにその概要説明が記載されていますので、参考にしてください。ここでの説明は、省略させていただきます。

24ページから29ページが予算内訳表、30ページから35ページが決算内訳表となっております。事業ごとの収支はそれぞれ記載のとおりですが、8区分の事業区分について、一般会計全般にわたる収入・支出の内容がわかりやすいようにと、社協独自の様式で策定しているものです。

30ページに戻り、お開きをお願いいたします。

一般会計資金収支決算内訳表からご説明いたします。

決算の内容となります。

一般会計の右隣、法人運営事業では、厚岸町社会福祉協議会の運営に係る決算であります。収入の主なものは、町からの補助金2,832万6,000円であり、支出の主なものは人件費となっております。続いて、福祉推進事業で内訳として小地域ネットワーク事業、31ページにノーマライゼーション事業、高齢者福祉推進事業、共同募金協力事業、次の受託事業は厚岸町からの受託事業で、32ページに外出支援サービス事業、福祉バス運行管理事業、福祉相談事業、生活管理指導員派遣事業、33ページに介護予防普及啓発事業、ファミリーサポート事業となっております。

次の訪問介護事業では、介護保険収入を主な財源とするものと、34ページに障害者自立支援法における給付費制度による障害者福祉サービス事業、介護員養成研修事業、居宅介護支援事業、ボランティアセンター運営事業、35ページに福祉センター運営事業、資金貸付事業として生活福祉資金貸付事業、低所得者資金貸付事業まで八つの事業区分にまとめ、その内容を記載しています。

21ページにお戻り願います。

一般会計収支予算（資金収支計算書）ですが、決算額はB欄となります。一般会計全体の当期資金収支差額合計が、表の下から3行目に記載しています。当期資金収支差額合計は、237万2,180円となっております。前期繰り越しに相当する全期末支払資金残高を加えることにより、当期末支払資金残高は1,853万4,848円となった内容です。

次に、36ページをお開き願います。

一般会計事業活動収支計算書（総括表）で、損益計算書に相当するもので、38ページから43ページまでの事業ごとの内訳表を集計した内容となっております。決算額はA欄となります。なお、表の摘要欄に※印の20から35までの数字が付されているものは、37ページに、その概要説明が記載されていますので、参考にしてください。

次に、44ページは、平成21年3月31日現在の一般会計貸借対照表です。まず、左側資産の部の一番下の欄の資産の部合計8億7,602万5,035円につきましては、右側負債の部合計1億5,528万2,514円に、純資産の部合計7億2,074万2,521円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億7,602万5,035円の貸借同額で一致しております。

なお、先ほどの21ページの収支予算（資金収支計算書）の当期末支払資金残高1,853万4,848円につきましては、流動資産2,609万8,552円から流動負債756万3,704円を差し引いた額と一致するものとなっております。

また、右側の純資産の部、下から5行目、次期繰越活動収支差額3億6,583万7,713円



につきましては、36ページの損益計算書に相当する活動収支計算書の次期繰越活動収支差額と一致するものでございます。

次に、45、46ページは、財産目録となっており、内容につきましては記載のとおりです。説明は省略させていただきます。

47ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。平成21年5月8日に、会計及び業務内容並びに事務遂行状況について監査を受けた報告内容となっております。

次に、49ページから、平成21年度事業計画書でございます。51ページに、事業方針及び本年度の重点推進項目として、4項目が記載されております。

1として、社協組織の充実強化と財政基盤の確立。2として、地域に密着した総合的福祉サービスの確立・推進。3として、制度改正に対応した介護保険サービスの安定供給体制の確立、4として、災害救援ボランティアの体制強化と住民参加の促進でございます。

次の52ページから54ページに、事業実施計画としまして、具体的内容が記載されております。説明は省略させていただきます。

55ページからは資金収支予算書で、58ページは一般会計収支予算（総括表）でございます。

59ページから65ページまでは、平成21年度の一般会計資金収支予算（総括一覧表）となっております。

次に、67ページをお開き願います。経理区分、法人運営事業から、83ページの経理区分、資金貸付事業まで、それぞれ事業ごとの予算となっております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

それでは、58ページにお戻り願います。

平成21年度の一般会計資金収支予算（総括表）ですが、すべての事業の合計が記載されております。一般会計の収支を集計し、前年度と比較したものでございます。最下段から3行目の当期資金収支差額合計34万5,000円となっており、前年度当期の予算額と比較いたしますと、4万1,000円の減少となっております。

最後に、最終ページの84ページでございます。社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。任期は、平成23年5月22日までとなっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報告第5号につきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

6番、佐斎議員。

●佐斎議員 45ページの未収金の介護保険料についてちょっと説明していただきたいのですが。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 45ページの財産目録資産の部、未収金の介護保険料1,503万8,712円の内容であります。

未収金の計上でありまして、介護保険の実際にサービスを提供してから2カ月後の収入となりまして、決算終了後、2カ月分の計上となっております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

2番、堀議員。

●堀議員 52ページ、受託事業で外出支援サービス事業、事業継続への検討見直しというのがありますが、これはどのような内容での検討・見直しをしていくのでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） ただいまの受託事業の町からの受託事業での外出支援サービス事業の欄に、事業継続への検討・見直しという部分でございます。

外出支援サービス事業の利用者につきましては、一般の車で移動が非常に困難な方、具体的に言いますと、常時、車いすを利用している方が、この利用の対象者となっております。こういった利用が今後ふえていくだろうという予測の中で、福祉輸送運送事業という事業展開、こういったものを一緒にあわせ考えながら見直しが必要かどうか、そういうことを検討してまいるという内容でございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 そうすると、受託事業として町のほうから811万円事業収入として補助金かな、受託金をもらっているのですけれども、これについてそれも生かしながら、なおかつ拡充を図っていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●議長（南谷議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 現行の委託事業の中では、ただいま申し上げましたとおり、利用の対象者が車いすの利用者とか、そういった方たちが中心になるということでございます。もう一方、介護保険事業における訪問介護事業、いわゆるホームヘルパーの事業ですけれども、乗降介助という事業がありまして、このヘルパーさんも一般の車で、一般の車に乗れる要介護度のある方は、乗降介助という介護保険のサービスを使えるわけです。この委託事業でなくて。つまり一般の車に乗れるまで、車いす利用じゃな

いもんですから、ヘルパー車の移動が可能なのです。ところが、要介護1から5までの利用者に限られるというのは、介護保険サービスでありまして、要支援1、要支援の方々がどう病院に足を運ぶかと、そういったところが課題となっておりますので、これは車いす利用者になりませんので、外出支援サービスの適用ができません。そういったことから、福祉輸送運行というものをちょっと考えていきたいということを聞いているところでございます。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。  
これをもって、報告済みといたします。

●議長（南谷議員） 日程第11、報告第6号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

（「議事進行」の声あり）

●議長（南谷議員） 6番、佐斎議員。

●佐斎議員 これに入る前に、出していただけるものであれば賃金の明細、それから給料明細、それから賃金の場合パートさんが時給幾らで、延べ人数何人使われたのか。それから、備品消耗品のところで、水産物は組合ですけれども、味覚で使われる備品・消耗品ございますね、それが地元からどのぐらい買われているのか、費用がどのぐらいか、この明細わかれば出していただきたいのですが……。

●議長（南谷議員） 資料要求ですね。担当課はどこですか。  
本会議を休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時30分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） ただいま上程いただきました報告第6号、株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出について、その内容の説明をいたします。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告するものでありますが、別添の株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書によりご説明をいたしますのでごらん願いたいと存じます。

まず、1ページからは、第16期の営業報告で、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業期間に関するものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。

総括事項でございます。内容につきまして、読み上げさせていただきたいと存じます。

近年の世界的な不況のあおりを大きく受け、日本経済は急激な冷え込みをさらに加速し、依然として回復する兆しが見えない状況にあります。

このような大変厳しい状況下において、北海道観光の推進母体である北海道観光振興機構は、低迷する観光産業を振興するため、さまざまな誘客事業をとり行ってまいりましたが、繁忙期直前の原油高によるガソリン価格の高騰は、移動手段を車とする道内の観光に対し、都市型が中心となり移動を要するローカルエリアへの入り込みが激減するなど地域格差が生じ、特に道東地域にとっては致命的な問題となりました。そのため、当施設においても6月の入館者は、前年同期75.1%、5,308名の減少と大きく落とし込み、8月末では前年同期89.3%、1万1,503名を落とし込む結果となりました。

一方、秋の観光シーズンでは好天に恵まれ、台風による被害もなく、さらにはガソリン価格の急激な値下げが追い風となり、入館状況も回復しましたが、夏期シーズンのマイナスを確保することができませんでした。そのため、年間の売上高は前年同期95.6%、976万8,000円の減額となりましたが、販売費及び一般管理費をさらなる削減に努めた結果、同年同期96.8%、401万3,000円を圧縮することができました。

しかしながら、当初の年間予算に対し、売り上げ及び利益の確保が困難とされ、また、さらなる累積赤字の増加が予測されたことから、過去の冬季支援策を参考にして1,000万円の補助支援を受けました。当施設は、開業以来「食」部門において、大変高い評価を得ております。これも地域の特産品である「カキ」が、今や厚岸ブランドとして認められた結果だと思っております。今後においても地域情報発信基地としての役割を胸に、邁進していきたく思います。

以上が総括事項でございます。

次に、総務に関する事項でございますが、株主総会及び取締役会の開催状況のほか株式状況、あるいは役員、従業員数の状況など、内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページ、月別入館者状況でございます。月別の入館者の推移は、記載のとおりでございますが、年度間合計数では、一般入館者が18万8,943人、旅行会社関係入館者では3,445人で、合わせて19万2,388人の入館者総数でございますが、前年度との比較、口頭で申し上げますが、93.58%になってございます。

次に、5ページからは決算報告書についてでございます。

6 ページをお開き願います。まず、貸借対照表であります。資産の部では、流動資産は4,828万9,238円でございます。また、固定資産は299万3,740円です。これは前年度対比において8.4%減少をしております。資産合計では、5,128万2,978円でございます。

負債の部ですが、流動資産が910万8,960円であります。固定負債については、前年度同様ございません。

純資産の部でございます。株主資本の額が4,217万4,018円であり、これの前年度対比では5.2%の増となっております。

利益剰余金につきましては、マイナスの2,282万5,982円となり、これを前年度と対比いたしますと、マイナス額が8.4%減少をしているという内容になってございます。

次に、7 ページでございます。財産目録でございますが、内容は記載のとおりであります。説明は省略させていただきたいと存じます。

8 ページをごらんくださいませ。損益計算書であります。売上高科目のうち純売上高は2億1,201万8,049円で、前年度対比で申し上げますと、4.4%の減でございます。これに、指定管理費等の収入を加えた売上高2億2,702万5,639円で、この前年度対比は4.1%の減でございます。

売上原価でございますが、1億1,283万266円で、前年度対比で申し上げますと、4.9%の減でございます。売上総利益につきましては、1億1,419万5,373円で、これも前年度対比3.3%の減となるものでございます。

一方、経費でございますが、販売費及び一般管理費は1億2,351万3,150円で、次の9 ページに、その内訳を示してございますが、これを前年度と対比いたしますと、全体で3.1%の減になってございます。この結果、営業損失が931万7,777円となりまして、前年度の営業損失から1.5%下回るという形になってございます。

営業外収益につきましては、町の補助金1,000万円が加わり、1,164万600円となり、この結果、232万2,823円の経常利益となり、法人税などを差し引いた当期純利益が209万1,968円になってございます。この利益の処理につきましては、前期からの繰越損失に充当しており、13ページにお示しをしておりますが、なお、当期末処理となる2,282万5,982円が、次期繰越損失として処理されることになってございます。

戻りまして、10ページでございます。

株主資本等変動計算書でございます。

当期純利益の209万1,968円より、純資産合計の当期末現在高は4,217万4,018円になっております。

11ページでございますが、個別注記表でございます。内容は、記載のとおりでございます。

12ページは、監査報告書でございます。

本年5月26日に監査が実施され、報告されたものでございます。

次に、14ページでございます。

部門別の収支決算書でございます。それぞれ一番下の行には、経常利益の額が記載されてございますが、これを前年度の対比割合で、口頭で申し上げたいと存じます。

まず、一番左の総務の関係でございます。マイナス数字で25.1%となるわけでございます。マイナス数字が25.1%減少するということになるわけでございます。これは営業

外収入に、町の補助金加わったことによるものでございます。また、レストランでは前年度対比マイナス21.3%、魚介市場ではプラス54.9%、喫茶ではマイナス5.5%、展示販売で4.6%となるものでございます。

15ページからでございます。

15ページからは、21年度の営業活動計画についてでございます。

16ページごらんいただきたいと思っております。営業の概要でございます。

内容につきましては、本年度も社会経済が依然として回復する兆しが見えない中、入館者及び売り上げが減少傾向にあるなど、環境は大変厳しい状況にありますけれども、引き続き個人及び各エージェントに対して、積極的なセールスと魅力ある商品・企画の提案をして、誘客する営業展開を目指すとしております。

また、道の駅の連携を軸に一層の利用度を高め、「むらやま」や恵庭市の道の駅との物産交流を積極的に行うとしており、営業部門においては地元の食材によるご当地グルメ等も計画して取り組むとしてございます。その上で実施事項として、12項目に分けてそれぞれ取り組む方向が記載されてございます。

まず一つには、来館者の増加を促進する。二つ目につきましては、売り上げの増加を促進するとして、各部門ごとの取り組み内容、3番目には売上利益の増加を促進する、4番目には経費の削減を促進する。そして5番目、観光ホスピタリティーの向上、6番目につきましては組織の強化、これは各職員の技能アップを図るということでございます。7番目施設管理の強化、8番目には総合観光案内所の充実、9番目に道の駅との観光交流プロジェクト、そして10番目に催事・物産販売プロジェクト、11番目には観光誘客宣伝事業について、最後に12番目防災拠点に対する危機管理の強化という内容のものとなっております。

詳細については、それぞれ記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきますと存じます。

次に、20ページでございます。

20ページにつきましては、平成21年度における部門別収支計画書でございます。本年度については、過去数年来の実績を踏まえた数字をもとにおきながらも全体の純売り上げで、対前年実績の3%アップを見込んでございます。また、できるだけ経費の圧縮を図る内容での積算により、経費合計では対前年度実績の比較で1.3%の減を見込んで計上しております。これらの見込み積算に加え、本年度から指定管理費である町委託費の増額が加わったことによりまして、計上利益では全体で578万8,808円を計上しており、この計上利益、前年度対比では49.2%増という収支計画になってございます。

以上、経営状況説明書の内容をかいつまんでご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時00分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ここで、まちづくり推進課長より、日程第11、報告第6号の資料の説明を求められておりますので、これを許します。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 先ほど、6番議員から資料の提出要求がございました。それで、本日ただいまお配りさせていただいた資料でございますが、これにつきましては味覚ターミナル、株式会社のほうでございますけれども、そちらのほうでのパート及びアルバイト従業員の数の状況、平成20年度これは4月から3月までのそれぞれの月ごとの状況であらわしてございます。こういう形の中で雇用が行われているということでございます。欄外の枠外の下のほうにあります時給でございますけれども、アルバイト660円でございますが、その後、10月に北海道の最低賃金の改定がございまして、時給670円というふうに改正をして今日に至っております。なお、アルバイトというのは学生アルバイトでございます。それから、パート、パートにつきましては9月までが時給710円、10月以降につきましては時給720円という形の中で推移をしてきているところでございます。

なお、社員個々の給与状況ということの資料請求でございましたけれども、やはりそれぞれの個々の企業という形になりますと、いわゆる個人情報関係になってまいります。そういった形の中で、済みません。その前に、今説明いたしましたパート及びアルバイト従業員の状況の中で、最低賃金の時給の関係でございますが、資料では677円となっておりますが、667円の誤りでございます。まことに申しわけございません。667円でございます。ご訂正をお願いいたします。

戻ります。職員、社員個々の給与につきましては、今申しましたように、個人情報に係ることになります。そういった中で公にすることにつきましては、ご勘弁をいただきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、もう1点、備品・消耗品関係、いわゆる町内企業からの仕入れの状況でございますが、これにつきましては町内・町外の仕分けというのは、これまで行ってきてございません。それで、この作業をするとしますと、すべて何百件もあるものを一つ一つ洗い出ししていかなきゃなんないという膨大な作業になやります。この作業につきましては、取りかかりたいというふうに思いますが、これについては相当時間を要するというところでございますので、これにつきましてはできあがった時点で議会のほうに提供をさせていただくということでご理解をいただきたいと、このように思います。よろしくをお願いいたします。

- 議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

6番、佐斎議員。

- 佐斎議員 早くに資料請求しておけばよかったのですが、申しわけないと思います。

それでまずパートのほうの賃金ですけれども、大した金額でないですから余り言いたくないのですけれども、最低賃金が667円ですね、10月上がりまして、何せアルバイトさんが、学生でもやっぱり最低賃金なるのですね。それと、パートさん710円だね、普通民間であれば大体700円が厚岸あたり相場なんです。10円、20円のことですから。

それと私言いたいのは、利益が上がっているのであれば別に問題ないのですけれども、マイナスになれば税金投入して、民間、皆さん苦しんでいるのに逆に下げようと言っているときに、これだけはそろそろもう金額だけは当たり前にもらうのだと。それと、給料の明細出ないということなんですけれども、参考に商工会の場合は全部出ます、総代会で。名前も大体わかります。指導員ならば、すぐ人数入れるから、給料明細全部出ます。だから、本来であれば取締役会にも聞いたら、どうも出さないということみたいですが、普通であればこれもやっぱりきちっと出してもらって、今、雇用問題、正規社員の人数、年間、夫婦200万円か二人で生活している方もいるだろうし、だから民間の方の場合税金を投入しているのですから、ある程度民間の価格で給料がどうなのかということも、やっぱり町民の関心があるわけなんですよね。これが税金投入してなければ、別にこれ、個人企業の会社ですから、何ぼ払おうと関係ないんですけれども、その辺をきちっと出してもらって、我々が町民に聞かれたときに、きちっと説明できるような資料を出していただきたいです。

それから、備品もそうです。21年度計画の中に、売上利益の増加としているところに、町内仕入品＝積極的に原価交渉（町外からの見積もり参照）と書いてあるのですが、物を買うときは安いから旅から買うと。マイナスになれば金がないから税金を投入してもらって、地元の商店の人これ見たら、何だとなるのだと思いますよ。皆さん苦勞して一生懸命商売しているんですから、これでは丸でおんぶにだっこみたいな形になっちゃうのですよね、そういうのをきちっと説明できるような資料を出していただきたいと思います。

それからもう一つ、財産目録でございますけれども、7ページですね。普通預金は、流動的だから1,100万円はいいんですけれども、片方では赤字になって定期預金が2,156万円、それから定期積金が93万円出ていますけれども、2,156万円の定期預金、これ何に使うんですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

まず、人件費の関係でございますけれども、やはり資金個々という形になりますと、先ほど申しましたように、それぞれの個人情報という所得にかかわることでございますので、そういう形の中では公にするのがいかがかなと、こういうふうに思っておりますし、それは避けなければならないというふうに考えております。

ただ、今現在は予算決算だけでございますけれども、こういった中で、今、商工会のお話もありました。実は私も商工会の総代会の会議等も見させていただいておりますけれども、予算の中で確かに何名分何名分というような、いわゆる中間的なくくりの中で予算化もされているというような出し方がされているというふうに私も理解をいたして



おります。その辺の状況等も見ながら、こういったような形でお示しできるのかという部分については、なお研究をさせていただきたいと、このように思います。

それから、仕入れの関係でございます。確かに、営業活動の中の計画におきまして、売上利益の増加を促進するという中には町内仕入品、これにつきまして基本的な考え方としては、積極的ないわゆる原価交渉をさせていただきたいということでございます。ですから、基本はあくまでも町内から入れられる物については、町内から入れさせていこうというような、基本的な考え方については変わりはありません。ただ、そうした中において、仕入れ価格というような部分は現状に合わせてどうなのかと、いわゆる市場価格的にどうなのかというような部分を見るためには、町外からの見積もりという部分も参照、参照というような表現をさせていただいておりますけれども、そういうような形で町内における市場価格といたしましうか、そういったようなことも念頭に町内の業者の方と原価の交渉等に当たりたいという趣旨でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

それから、定期預金のいわゆる93万円の関係でございますけれども、これにつきましては会社として運転資金、当然、定期預金の関係でございます。それぞれ北洋から大地みらい、それから漁協、太田農協、さらに定期積み立てということで大地みらい信金という形の中で計上はさせていただいております。これらにつきましては、当然、運転資金の状況だとか、こういったような形の中で資金を動かしていくわけでございますけれども、やはりそういった動かす資金の中でもある程度期間的に余裕といたしましうか、持っているというようなものにつきましては、少しでも利息を生むような形という形の中で、定期預金の部分を利用させていただいているというようなことでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 6番、佐斎議員。

●佐斎議員 どうも課長、民間と考え方違う。まず、給料ですね、個人情報というのですけれども、町だってあれでないですか、町長の給料、全部公表しているのではないですか、みんな、職員の給料全部、特に町長の給料が何ぼですよ何ぼですよ書いて出しているのだ。私が言うのは、税金を投入しなければ、民間会社ですから何も言うことないですよ。皆さん苦勞して税金納めて、個人企業やっているのですから、ある程度きちっと説明できるようにしなければ、特別マイナスだから給料、別に安いんだと言えればいいですよ。比較するものがないでしょう、これで。単純計算したって年間500万円ですよ、金利計算すると。かなり高いと思えますよ、民間から比べたら。

それと、今の定期の問題ですね、黒字であれば積んでいて別に問題ないですよ。例えば、前回だって赤字でもって1,000万円というあれを出したのではないですか、今、これをいつ使うのですか、これを、民間なら手続して使いますよ、みんな。見れば借り入れも何もないですよ、そうですね、足りないば町から出せばいいんだ。民間の人、承知しますか、町民が、こういうのを見て、我々聞かれて説明できないですよ、これ。今、それをマイナスだと使う時期でないと、赤字になれば町が出しなさい、余裕のあるものは全部定期で積んでおきなさいと、こんなことが通ったら大変ですよ。その辺もう一度。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 人件費の関係でございますけれども、やはり個人のプライバシーというような部分には、十分配慮しなければならないという部分が一つございます。

それから、町の職員につきましても公表はあくまでも平均給与の部分で表示させていただいておりますけれども、個々の部分、これにつきましては特別職は別にいたしまして一般職等につきましては平均給与、こういったようなものであらわさせていただいているというのが実態でございます。その辺の状況等も踏まえて、こういった形がプライバシーに配慮しながら出せるのかという部分については、少し研究はさせていただきたいと、このように思っております。

それから、資金の関係でございますけれども、当然、株式資本といたしましうか、資本金がございませう。これらについては何といたしましうか、運用におきましてやはり利息というようなことも考えながら、そういう資金の運用をしているということでございまして、当然、必要が生じれば定期のほうから持ってこなければならぬ。こういうようなことございまして、そこに眠らせておくといいたしましうか、そういうようなものではないというようなことご理解をいただきたいと思ひます。

それから、先ほど予算を割り返すと500万円云々というお話ございましたけれども、この給与には正職員とそれから臨時職員、こちらの給与も入ってございませう。これを含めての給与ということになりますので、その辺をご理解をいただきたいというふう存じます。

以上です。

●議長（南谷議員） 6番、佐斎議員。

●佐斎議員 課長の言うことわかります。しかし、これ民間であれば、企業であれば、前にもお話ししましたけれども、やっぱりマイナスになれば皆人件費を手つけているのですよ。民間はそうです、みんな。個人事業主であれば専従者だってお父さんの給料一番先手つけて、特に借金しないような形でもってやるのですよ。皆さん努力しているのですよ、民間は、これがないから私言うのですよ。親方日の丸の会社、損したら町から出してもらえればいいのだという、そういう考えを改善してもらわんとだめだ。ずっとある程度、黒になってくれればいいですよ。またも赤になったら、議員だっていずれはだめだとなりますよ、これ。

それで定期の問題、確かに出資金はぎりぎりありますから、積み立てもあるでしょうけれども、それも片方で赤字で、こっちへ金は積んでおくわ、足りなくなったから町の税金で出してくれと、私は民間なら通らないと思ひますよね。その辺の発想をある程度、民間の考え持ってもらわんと、みんな民間苦労してやっているんですから。皆さんは、建物建てれば固定資産税払ったり、借りれば家賃も払うし、減価償却をしますよ。だけれども、味覚していませんか、これは、おんぶにだっこじゃないですか。

今度、施設管理の評価、また15年たてば傷み出てきますわね、これだって民間でやりますか、みんなまた町でやるのじゃないですか、これは、町民はこれでもってまたまたといったら承知しないと思うんです。その辺きちっと、課長も取締役入っているんですから、前にも私言いました。やっぱり取締役も補償するぐらいの、判を押すぐらいの気持ち持ってやってもらわんと、これまだ借り入れないですから判こ押していませんよね、だから責任がないんですよ。どこの見たって、やっぱり取締役とかと入れれば、きちっと判こ押して借り入れして責任持ちますよ。そういう形にしなければ、改革できないと思うんですよ、その辺もう一度。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

既に、これまでに何度もここでもご議論いただきましたとおりで、味覚ターミナル・コンキリエの建物というのは、行政上の目的を持って建てられた建物でございます。町の施設を運営していく上で、その運営を指定管理者、現在、指定管理者になりますけれども、運営のためにつくられた会社、第三セクターに指定管理、管理委託をしているという状況でございます。そこで運営していく内容につきましては、いわゆる契約、協定でございますけれども、そういった中で定まっているものでございます。

民間だからといって、なりふり構わず収益を求める営業もするというような内容のものではございません。ある程度、そういった意味の制約も受けながらの経営ということになります。そういった中で、実際の経営の状況、これまでもるる説明いたしてきておりますけれども、やはり観光客の入り込み、全体の入り込み、こういったようなものに影響されまして、これまでの経年の中で黒字になる時期もあったわけでございますけれども、現在、このように厳しい状況になってきているというような状況がございます。その辺につきましては、十分ご理解をいただきたいなど、このように思います。

それから、人件費の関係でございますけれども、やはり経営を改善、安定化させる上では一つには売り上げを伸ばす、もう一つには経費をできるだけかけないようにすると、これは当然のことでございます。この経費削減の部分につきましては、どうしても大きなウエートを占める人件費というような部分に、着眼した対応をしていかなければならない。これはおっしゃるとおりでございます。これまでもこういったいわゆる社員・従業員の給与につきましては、これをいかに削減するか、押さえるかというような部分の取り組みもしてきてございます。何年間にわたり、いわゆる定期昇給といいたし、1年に上がるというような部分を上げずにおいた時期もありますし、それから社会的にベースアップがされているときに、それをせずそのまま経緯をしてきているというような状況もございます。

また、昨年もそうでございますけれども、いわゆる手当のカットというような部分、一部カットというような部分等も行いながら、人件費の抑制という部分にも配慮しながら進めてきているということでございます。その点、十分ご理解をいただきたいというふうに思いますし、今後におきましてもこういった人件費のあり方、全体的な人数もさることながら、個々の人件費のあり方という部分についても十分検討しながら進めて

まいりたいと、このように考えてございます。

- 議長（南谷議員） 定期の関係の答弁漏れがあるそうです。
- まちづくり推進課長（田辺課長） 定期の関係でございますけれども、これにつきましては、会社としての資本金がございます。この資本金をどう運用していくかということでございます。資本金の運用の中でいわゆるある一定の期間、定期に積まれる状況のものについては、そういったものの運用をしながら、いわゆる少しでも利息を生むというような取り扱いをしてきているということでございまして、決して最初から定期に積む目的で持っている、そういうようなものではございません。あくまでも会社の資本金の運用であるというふうに、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

- 議長（南谷議員） 他にございませんか。  
2番、堀議員。

- 堀議員 まず、3月補正で1,000万円の補助金を出したんですけれども、今回の6月7日の定時株主総会において、厚岸町から補助金をもらった経緯というものが、株主総会の際にどのように説明されたのか。総括事項の中では、わずか2行で終わっているんですけれども、これ以外に会社側のほうから株主のほうに、例えば町議会での議論の経過とか、そういうものの説明があったのかどうかというものをまずお聞きしたいということが1点。

それと、事業計画のほうに移りましては、当然、今回指定管理費と収入ということで委託費が1,000万円増額ということになっているんですけれども、これについて株主総会において、どのような会社側からの説明があったのかというものをお聞きしたいというものが2点。

それと、事業計画で先ほど課長のほうから3%、一律ですね、営業収入が3%アップを見込んでいるということなんですけれども、見込む基礎数値というものは、どのようなものがあるのかというものをまず教えていただきたいと思います。

- 議長（南谷議員） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（田辺課長） まず、補助金及び委託料の関係についての株主総会での説明ということでございますが、この内容につきましては、株主総会の冒頭、社長である町長のほうから、補助金、委託料、こういったような部分をしなければならないという、会社の経営状況含めた説明といたしまししょうか、お話がされてございます。その上で、それぞれの20年の決算の状況、これが会社現場のほうから説明をされているという内容になってございます。  
なお、株主総会におきましては、これに関する質問というような部分につきましては出なかったというのが実態でございます。株主総会での状況につきましては、そのような内容でございます。

それから、売り上げの関係でございますけれども、これにつきましては、昨年といいましょうか、昨年度からですけれども、やはり実態という部分、これまでの過去の営業状況だとか、こういったようなものをとらえながら算定をしてきているというのが実態でございます。

会社におきましては、一つの見方といたしまして、20年度に非常に要因の中で6月、7月、8月という部分がかなり落ち込んでいる。これにはガソリン高だとか、こういったような社会的要因があるわけでございますけれども、そういったようなものが復活といいましょうか、例年並みに戻った場合、こういうようなことも想定しながら、積算をしているというふうに聞いてございます。

そういった中で、これから目標とするという部分も踏まえて、今回の事業計画の数値を掲げているということでございます。そういうような社会的な今までの流れだとか、そういったようなことを見ながら算定してきているということでございます。

以上です。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 株主総会ですね、この会議に対しての質問等なかったということなんですけれども、第16期の事業計画のときに赤字の事業計画を組んで、それが決算のときに急に黒字となる。その大きな要因というのは補助金にあるわけなんで、そこら辺で何も無いというのが、株主の考え方というのがどういうふうに考えているのかというのが甚だ理解できないんですけれども、同じく事業計画にしてもそうですね。

例えば、今回、578万円が最終黒字を見込むということなんですけれども、1,000万円がなければ当然赤字になるんだというもののの中で、じゃ指定管理費等の収入というものが一体いつまで、どのような形の中で出され続けるのかというのは、これは株主としても当然知りたいものだと思うんですよね。知らなければならない、安心して会社の株主となっていられないというような、重大な問題だと思うんですよね。それに関して何ら質問がないとかというのは、厚岸町も含めて他の株主の方々の考え方というのが、ちょっと私としてはなかなか理解できないんですけれども、その辺について、そこら辺の意識というもののの中で、厚岸町のほうから血税として1,000万円の補助金、1,000万円の委託費の増額というものをやったんだといったようなものの中へ、もっと株主としても意識を持ってもらいたいというものが一つです。

それから、営業売上高3%アップを過去の実績、そして去年は例外的な落ち込みがあったんで、それが戻るだろうということで見込んだということなんですけれども、例えば、この間、北海道新聞にも載っていたんですけれども、5月の道内の観光客の入込者数というのが、前年同期比で10%減だというようなものが載っていましたよね。それを考えると、甚だ3%増の売り上げが達成できるのかというものが、非常に疑問だというふうに思うのですよ。もっと観光客入込者数の特性とか、そういったものをもっと分析する必要があるんじゃないのかと。例えば味覚ターミナル・コンキリエですから、通過型観光として団体客、コンキリエに泊まるパックですね、一番営業的にプラスとなるお昼どき間の昼食に当たるパックが何個あって、団体客の予約状況がどうなの

かとか、そういったもので踏まえた中で見込みというものは出すべきじゃないのかと。個人は、確かにいろいろな要件があって増減はしますけれども、団体客というのは、ある程度こういう提携の契約及び旅行業者ですね、しているわけですから、そういったものからパックの数、そしてその予約状況等を把握することによって、団体客の入り込みというものは、ある程度見込みがつけるといえるものだと思うんですよ。そういうものをやった上で、増というものを出すのであればいいのですけれども、単なる社会要因が好転するだろうということだけで3%増って、実際に去年よりも10%落ち込んでと言ったならば、計マイナス13%になるわけですから。そうなると、1,000万円の委託費の増をしても、570万円の黒字というものが確保できるのかというものの一つ疑問が生まれてしまうんですよ。そういった中では、売り上げ予測というものは、もっとシビアにやってもらいたいというものがあるんですけども、その点についてはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

会社としての新しい年度に向かってのいわゆる予算といいたいまいしょうか、この計上の仕方という部分については、以前の議会の中でもいろいろと議論があったところでございます。

それで、積算に当たっての基本的な考え方というのが、従来は赤字を生じない、目標としては何といいたいまいしょう、いわゆる収支の均衡のとれた状態の形の中での予算計上という形をとってきた。それを目標としてきたというような形でございますけれども、それがずっと実際の決算とかけ離れた数字になってきているというような部分も踏まえ、やはり今後、会社経営をしていく上では、どういったような状況が見込めるのかという部分をあらわそうというふうな考えのもと、昨年度から赤字の予算という形になったわけでございますけれども、そういった形、実勢にプラス努力目標を加えたものというような形の中で、計上をさせていただいているということでございます。

20年につきましても予算におきましては、マイナス480万円くらいの赤字を見込む計画というようなことではございましたけれども、実際には1,000万円の補助金がなければ、さらに280万円ほど欠損金が生じるというような実態になってございます。その要因につきましては、事業報告の中でも申しましたとおりでございます。やはりそういったような社会的要因、予想つかなかった社会的要因、こういったものが加わってきた結果でございます。

それで自然増につきましても実際のところ、その数字必ず確保できるのかという形になりますと、これはやはりどうしても客商売でございます。そういったような客の流れ、こういったような部分において、流動的な部分というのが非常に大きいわけでございます。そういった流動的な部分ありますけれども、算定に当たっては平年の状況、これから見込めるような状況というような状況がある程度積算をして考えながら、そしてさらなるいわゆる経費削減、売上増に結びつくような取り組み、こういったようなことも念頭におきながら、現場の声こういったようなものも出しながら、その上で会社で積算をした、計画を立てた、このように聞いてございます。

細かな部分で、予約の情報等によってできるのではないかというようなお話もありましたけれども、エージェントの予約等につきましても非常に何といいたいでしょうか、かなりの期間を持って決まるものではないというふうに聞いております。せいぜい数カ月程度の中に入って来るというふうに聞いてございます。ある程度の短期的での予測というような部分につきましても、ある程度は可能な部分あるとは思いますが、これが1年間通した中で、そういった予測をすべてとらえる、予約をすべて埋めるというような状況にはございません。

そういった中で、会社のほうでは少しでもエージェント関係でのお客、こういったようなものも重点的にとらえながら、そういうようないわゆる宣伝誘致活動、こういったようなものを広めて、少しでも売上増に結びつくような展開をしたいというようなことをございまして、そういったような取り組み等々の部分も考慮しての計画収支計上というふうになっているというふうに聞いております。そのようなことをご理解をいただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 3回目なのであれなんですけれども、じゃ最後に、売上目標というか、そのことだけでちょっと聞きたいのですけれども、当然、今、6月をもって第1・四半期が終わって、今度、7、8、9の第2・四半期に入るわけなんですけれども、現状の中でそうすると、第1・四半期の状況を見たときに、営業目標というものは確保できる、少なくとも長期的なものはわからないけれども、二、三カ月とかのスパンの中での予約や何か予測ができるということであれば、第2・四半期も含めた中で売上高の確保というものができると見込みがあるというふうに、それは言えるというふうに言っていたらいいのでしょうか。それとも、いや、これは先ほどもあったとおり、5月の道内の入り込み者数が減っている関係で、減っているのでも減りますというふうになるのでしょうか、その辺についてちょっと聞きたい。3回目なので中途半端にはなってしまうのですけれども、それだけは確認させていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 申しわけございません。

売上目標の関係でございます。会社のいわゆる経営の状況というのは、取締役会が四半期ごとに行われておりますので、そこでの分析といたしまして、どのような動き

で来ているというような部分での分析といいたいまいしょうか、そういったものが取締役会の中に報告がされて、るる意見をいただきながら、運営に当たっているという部分でございます。

それで、今年度の状況でございますけれども、確かに全体的に観光客の入り込みというのは、まだ、釧路管内落ちているというふうに言われております。そういった中で、4月、5月については去年より若干ですけれども、上回っていると、ほぼ昨年並みという状況になってございます。この要因の中には、昨年度、会社においていろいろなエージェントに対する誘致営業というような部分も行ってきてございます。そういったような成果も出ておまして、いわゆる弁当注文であるとか、そういったような形での売り上げが確保といいたいまいしょうか、昨年度並み、若干上回る確保が進んできてる。6月に入りまして、現在までですけれども、昨年を6%ほど上回る状況になっているというふうに聞いてございます。これ売り上げベースでございますけれども、そういった形の中で進んできているということでございます。

先行き決してバラ色ではございませんし、安堵できるような状況ではございませんけれども、こういった中で少しでも誘客、売上増、集客につながっていけばなというふうに思っておりますし、そういった展開を会社のほうでも進めていくということでございますので、そういった部分に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。(発言する者あり) 7、8、9の見込みでございますけれども、今言ったような形の中で、観光客減ってきているというような状況も生まれております。これが7、8、9で、どういうふうに変っていくかというような部分については、見通しというのは非常に難しいというふうに思っております。今段階で、こういうふうになります、こういうふうになりますというようなことでお答えすることは、非常に難しいというふうに思っておりますので、その点ご理解をいただきたいなど、こういうふうに思います。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今、佐斎さんや堀さんのほうから質問がありましたけれども、結果的に我々は経営状況説明書が議会としては、この運営について、この内容を知る機会1年に1回しか、ある意味ないんですよね。それで、たまたま昨年度は1,000万円を補助金として予算化されたということで、議論をされたわけでありましてけれども、今回この報告書を説明されて、見ましたところ、やはり前年度の反省の上に立って、新年度の新たな計画を展開しようとするような内容になっていると思うんですけれども、これは観光施設だと思えますから、これからどういうふうに営業活動を展開して売上増、そして黒字化に持っていくかということが、非常に重要な内容であるというふうに思っています。

それで、新年度の営業活動についてさまざまなことが述べられて、それが展開されるような内容になっておりますけれども、先ほど堀議員のほうから質問がありましたけれども、補助金、あるいは新たな1,000万円の新年度の投入についての議論は、なかったというお話でありました。総会等のほうで。それで総会では決算、あるいは新年度の事業計画・予算等について、どういふ議論が行われたのか、あったのかなかったのか、その



辺について具体的に説明をしてほしいというふうに、一つは思います。

それから、営業活動の計画の中に、売上利益を増加を促進するという項目があります。それで、町内の仕入品、積極的な原価交渉を行っていくと、それで町外からの見積もりなども参照にするというふうになっておりますけれども、これについて大体3カ月を経過しているんですけれども、現在までこれはどういうことが行われてきているのか。これはただお題目なのか、それとももう実績がこんなに出ていますよという内容になっているのかどうか。

それから、その次にありますけれども、取締役会のバックアップサポート等と、これは何を指しているのか、具体的にこの内容について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、営業推進の強化、エージェント、最後のほうにありますけれども、営業推進の強化というようにうたわれております。それで、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、積極的な営業活動を昨年度行ったその効果が、新年度出ているのではないのかというようなお話がありました。それで、その内容について具体的に説明をしてほしいというふうに思います。

それで、営業報告のほうに、6で良好業者との契約及び取引状況というふうになっておりますけれども、契約及び取引状況ってなっておりますけれども、これはただ旅行会社の名前並べただけで、どういうことが具体的にあったのか。ここに42社の名前が載っておりますけれども、このすべてが味覚ターミナルにお客を呼び込む、そういう活動に、営業に携わっていただいたのかどうか、そしてその効果があったのかどうか。もし、これだけ名前は上がっているけれども、ない会社は何社かあるのかどうか、何社しかないのか、その辺もわかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、9ページなんですけど、販売費及び一般管理費とあります。販売促進費というのは何なのか、広告宣伝費は何にどのぐらいかけたのか、会議費は何をやって55万円かかったのか、旅費交通費230万円これは何なのか、接待交際費47万5,000円ありますけれども、これは具体的に何なのか教えていただきたい。

それから、さらに前に戻りまして、7ページ、財産目録がありますけれども、ここに流動資産合計の現金ありまして、預貯金があります。その定期預金に、大地みらい信用金庫が608万5,000円と93万円の定期預金が、それぞれ計上されておりますけれども、これは何でこういうふうに分かれてあるのか。

それから、そのずっと下の固定資産の合計に、投資その他資産（出資金）大地みらい信用金庫の1万円ってありますけれども、これは何でここに1万円が出てくるのか、この内容について説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、営業の概要で地元の食材使用したご当地グルメ等も計画し、地域一丸となった地域活性化に積極的に取り組んでまいりますということと、前の報告書のほうの総括事項の最後に、厚岸ブランドのことが書かれて、地域の情報発信基地として、その役割を果たしていくというふうになっておりますけれども、この辺は食文化の発信基地みたいなものが、この施設の位置づけにあるのではないのかなというふうに考えますけれども、新しい製品の開発等、あるいは地域でのそういうことを進めている団体等の企画等に対して、今まではどういうことをやってきているのか、それによって新しい商品がど

のぐらい開発され、それが現在、好評なのかどうなのか、その辺も含めて説明をお願いをしたいというふうに考えます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 1 時55分休憩

午後 2 時19分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お時間をいただき、ありがとうございます。お答えを申し上げたいと思います。

大きく 8 項目にわたる質問であるというふうにとらえさせていただきます。まず最初の総会での議論の関係でございますけれども、これにつきましては先ほども申しましたように、社長である町長が冒頭あいさつの中で、この経過という部分については説明をいたしておりますし、なおかつ、決算の関係の説明、これは現場の支配人のほうから、こういうような形の中でこういうような黒字といいましょうか、利益を生じるような結果になる、この辺の経過についても補助金出ている経過等について、ご説明をさせていただきます。そういった中で、株主の方々についてはご理解をいただいたものというふうにとらえさせていただきます。

それから、そのほかの株主総会での議論でございますけれども、説明の後、いわゆる数字の中身といいましょうか、性格です。その数字がどういったような性格なのかというような部分の質問はございました。ただ、それを踏み込んで、それがどうこうと、運営に対してどうこうというようなやりとりまでには至っていないという状況で、総会は推移して終わっております。

それから、2 番目の関係でございます。仕入れの効果、関係、出てきているのかということでございます。まず、仕入れ効果の部分、仕入れの交渉の経過の中での一番大きな部分というのは、漁協での仕入れ、カキの仕入れでございますけれども、コンキリエでの運営・経営の状況、こういったことを組合のほうでもご理解をいただきまして、13%の手数料が10%というような、これは1年間というようなとりあえずの期限つきといいましょうか、そういう中での取り扱いでございますけれども、3%の手数料カットに結びついているということでございます。

それから、そのほかの取引の関係でございます。これらにつきましても、交渉は積み重ねてきてございます。ただ、まだそれが直接仕入れ価格等の部分に反映されるまでには、今日まだ至っていないというような状況でございます。

そういったような交渉を進める上で、先ほど取締役会のバックアップサポートという言葉が出ておりましたけれども、こういった現在それぞれの各界であります取締役、それぞれの各界での人脈、そういったような力といいましょうか、を得まして、働きかけ

をいただくというような意思確認というのでしょうか、取締役としての意識を持ってもらおうというようなことで進んできているところでございます。

それから、エージェントの関係でございます。20年度は42社でございます、一昨年が38社ということでございます。4社ほどふえておりますけれども、この契約の関係でございますけれども、こちらのほうから直接働きかけて、結果として契約に結びついたのもありますし、また、いろいろな実際にこういうコンキリエの存在、営業を知り得たエージェントからのアクションで契約に結びいている、双方がございます。ただ、これが今42社のうち、どれがどうなのかというような部分までは、以前からの付き合い等々もありまして、その区分けがちょっとできませんけれども、そういうような双方の効果の中で結びついてきているということでございます。

それから、昨年11月に支配人が、道の補助事業等々もありますけれども、道の補助事業や何かに合わせまして首都圏でのプロモーション、いわゆる誘致営業活動こういった部分に15社ほど回ってきてございます。そのうち、現在まで直接契約等でもって結びいて、今、継続しているというのが1社でございます。そのほかの15社については、電話等での紹介だとかそういったような部分ありますけれども、まだ、実際に取引関係に結びに至っているというような状況にはございません。ただ、こういったプロモーションは継続して行って、少しでも意識を持っていただいて、こちらのほうに目を向けていただくという部分に効果がございます。これは、そういった中で続けていく必要があるというふうに、会社のほうでも判断をしております。

それから、経費の関係についてはちょっと後にさせていただきます、大地みらいでの資本金の運用の関係でございます。お尋ねの部分は定期積み立て、それから出資金の関係でございます。実は、会社のほうに確認しましたら、これにつきましては、コンキリエが運営始めた当初、非常に資金ぐりにも厳しい状況が生じまして、その時点で融資を銀行から受けて、そのときのやりとり、契約条件といいたいまいしょうか、やりとりの中で一つには、大地みらいの1万円の出資をしていただきたいということで、その時に出資を行っているというのが、借りに合わせて出資を行っているというのが一つ。

それから、定期積金のほうでございますけれども、これもその当時から、内容的に申しますと、月に3万円ずつ毎月積み立てていきまして、100万円になった時点で定期預金に切りかえる、もしくは引き下ろしといいたいまいしょうか、そういうような形で現金化する、こういうようなものでございます。もちろんこの期間中であっても必要があれば、途中で解約といいたいまいしょうか、引き出すことも可能な制度でございますけれども、そういったものに入っております、これを継続してきているという内容のものでございます。定期積金というのが93万円のほうでございます、そういう形でございます。

それから、厚岸町ブランド、ご当地メニューの関係でございます。一応、ご当地メニューに取り組みますというような形でございますけれども、ここで意図しているのは、今年度から商工会がご当地グルメという部分、商工会長打ち出しまして、既に町内のプロの方によりましていわゆる新しいメニューをそれぞれ持ち寄っての試食会、評価、こういったことが行われてございます。これは第一弾ということで、本格的に取りかかる前の前段だというふうに聞いておりまして、そういったものが既に行われてございますけれども、こういったものに積極的にというんでしょうか、コンキリエのほうももちろん

参加をさせていただいております。そういった中で新しいメニュー、それも自社のみならず地域全体で使えるようなメニューにまで発展できればという思いも、この事業の中には含まれてございます。そういった中で、積極的な参加によりまして、コンキリエとしてもメニューなりそういったものを提供していくと、企画を提供していくと、こういうような意味の中で計画の中に入れさせていただいているということでございます。

それから、今までいろいろ食に関するコンクールであるとか、そういったものが行われてきてございます。それも可能なものについては、味覚ターミナルの提供メニューの中に取り入れるということで、代表的なのはカキ弁天井、これは道の駅の弁当ということで「道の駅弁」という形でもなっておりますけれども、なお、これが代表的なメニューとして残ってきている、利用いただいているということでございますし、そのほか「カキ和風ドリア」でございます。これも一般の方がコンクールに応募いただいて、そのメニューを取り入れたというものでございますけれども、こういったものもレストランメニューに加えるというような形で進んできている状況でございます。

それから、今度は経費の関係のご質問でございます。報告書にあります9ページ、販売促進費等からの内容でございますけれども、まず販売促進費でございますけれども、この内容といいますのは、催事、イベントだとか物産展とか何かに出かけてまいります。例えば、そこでショーウィンドウを借りなければならない、あるいはその地の販売員を雇わなければならない、こういったような催事に伴う経費、そういったものが販売促進費に入ってきてございます。もちろん何といたしましうか、そこで送り込むための送料であるとかそういったような部分もふくまっております。そういうようなものは販売促進。

それから、広告宣伝費でございます。広告宣伝費におきましては、いろいろな旅行雑誌であるとか、新聞広告であるとか、いろいろな旅行関連の団体によりまして例えばグル得ナビクーポン券だとか、そういうような部分での広告参加がございますけれども、こういったようなものに係る経費でございます。主なものにつきましては、やはり「北海道じゃらん」への広告料であるとか、それから「どらなび北海道」だとか、こういうような雑誌関係を主体にいたしまして、あとは新聞広告であるとか、そういったようなものにあります。それから、町の広報誌への広告料、こういったようなものもふくまっております。あと特殊なものとしたしましては、町内の例えば吹奏楽の演奏会に対する参画協賛広告といたしましうか、そういうようなものも入ってきている、その総額でございます。

次に、会議費でございます。会議でございますけれども、これは取締役会総会時におきますいわゆるお茶代といたしましうか、そういったような部分も入っておりますけれども、主なものにはエージェント関係との打ち合わせであるとか、それから道の駅との交流ですね。ほかの道の駅との交流そういったような部分、それからいろいろな事業に取り組んでいったときのこれも観光業者等との打ち合わせ協議、こういったようなものでございます。

それから、催事に際しまして、いわゆる物産展や何かについての現地打ち合わせだとか、こういったときにかかわる飲食代、こういったようなものも一部含まれてございますけれども、そういったもろもろの会議がここに入ってきているということでござい

す。

それから、旅費交通費でございます。旅費交通費につきましては、20年度の部分で申しますと、やはり先ほど言いましたイベントや何かで札幌であるとか、あるいは東京のほうであるとか、こういったところに出かけます。それに係る交通費、宿泊費、こういったものが、金額が大きいなものとして出てまいります。ほとんどがそういったようなイベントへの参加旅費でございます。そのほかいわゆる観光事業にかかわりますいろいろな講習会等もございます。それらに出席する交通費なども含まれてきておまして、それらが総体といたしますと230万円、そのくらいのものが計上されてきているということでございます。

最後に、接待交際費でございます。接待交際費の内容でございますが、これらにつきましては取引先との食事代であるとか、それから映画だとかテレビだとかという撮影に入ったり何かしますけれども、そういったときでの食事代、昼食代だとか、こういったような部分でございますが、こういったものが主でございます。町内にありますいわゆる産業団体への出席したときに係る経費、そういったような部分も含まれているということでございます。食事代が主でございますけれども、そういうよう関係取引等に伴う食事代という部分が主でございます。こういうような内容になってございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、課長のほうから説明をいただいたんですけれども、結果的には、話聞いていると、極端に言えばコンキリエの株主総会と申しますか、非常に一方的で低調な会議であるのかなと、積極的な株主さんの経営等がないのが今聞いていて、私としては非常に残念でなりません。白熱した議論の中で、新しい方向が見出されていくというのが、本来の姿ではないのかなというふうに思うわけでありまして。

今、大企業等やっても非常に経営の苦しいそういう会社がたくさんありますけれども、その中でも株主の中から非常に厳しい意見・提言があちこちで言われておりますし、やるのがある意味当たり前ではないのかなというふうに思いましたけれども、そういうことがほとんどないというのは、私としては非常に納得いかないし、本当に責任を果たしていることになるのかなと。私たちの貴重な税金の上で、経営が行われているということに対しては、やはりもう少し、まじな議論を行って、なるほどなというような方向を見出していくのが、こういう会議ではないのかなというふうに思いますけれども、どのように考えているか、もう一度お伺いをいたします。

それから、仕入れ等については、非常に努力をされているということで、それなりの効果も出ているのかなというふうに思いますけれども、このことについてはやはり年度当初が一番大事だと思うんですね。動き出してある程度たってからでは、なかなかこういう物事というのは、新しい方向に向いていかないのではないのかなということを見ると、これについてはもっともっと積極的な対応が必要ではないのかなというふうに思いますし、それから先ほど、佐斎議員のほうからも質問がありましたけれども、町内の業者にも積極的に参加をしていただくし、それなりの対応をきちんと訴えていくことも大事ではないのかなというふうに思いますけれども、これは相乗効果のある問題です

から、特に今後の対応についてはどうやっていくのか、今後の見通し方向をある程度示していただきたいなというふうに思います。

それから、取締役のバックアップサポートについては、ちょっと先ほどの総会等での議論等を考えれば、どういうことになっていくのかなということ、甚だこう、書いてはありますけれども、これが効果的なものになっていくのかどうなのかについては、非常に私は疑問を持たざるを得ないのではないのかなというふうに考えますけれども、これは今後どういう方向になっていくか、もう少し詳しく説明していただきたいと思いません。

それから、エージェントの問題は非常に聞いていて難しいし、私自身全く素人ですから、ほとんど、どういう方向でいくのか難しすぎる問題ですけれども、相手もあることです。相手はやっぱり商売として成り立たないものには、そう簡単に飛びついては来ないのではないのかなというふうに考えるんですけれども、あとのほうの最後のほうでも課長説明されていた経費の問題にも結びついていく問題だと。そういう点で言えば、本当にこれが効果的なものなのかどうなのか、もっと厳選する必要がないのかどうなのか、その辺ではどういうふうに考えているか、ご答弁をお願いいたします。

それから、厚岸ブランド、ご当地メニュー、これについて商工会等も積極的な取り組みを進めているというご説明でした。それから、食のコンクール等の取り組みも今までやってきているわけです。これらが本当に、厚岸町のご当地グルメ・ご当地メニュー、そういうものに結びついていって、厚岸はこれだというものが、すぐはできないかもしれないけれども、積極的な取り組みをすることが大事だし、それがもしヒットした時には、それを開発された方に対する対応もきちんと評価するような手だてをとっておくことが、大事ではないのかなというふうに考えますけれども、それらについてはどういうふうに考えているのか。

それともう一つ、今、厚岸町は山形県の村山市とは友好都市ですか、それからオーストラリアのクラレンスは姉妹都市ですか、そういうことを生かした取り組みも必要ではないのかなと。例えば、コンキリエでお互いに姉妹都市、あるいは友好都市を締結した日をそれを記念日にして、その地域の食文化を厚岸町民にも知ってもらうというような取り組みをして、せっかく提携している町の食文化等もわかってもらうし、その中で取り入れることができるものがあれば、積極的に取り入れて新しいブランドとしてつくりあげていくというようなことも考えてもいいのではないのかなというふうに私は考えるのですけれども、そういう線ではいかがなんでしょうか。

それから、先ほど経費のことについて、課長のほうから説明がございましたけれども、これももう少しきちんと仕分けをはっきりさせるべきではないのかなというふうに、今、聞いていて思いました。例えば、各地のイベント等への取り組みの際の経費等については、やはりそれはきちんと別立てにすべきではないのかなというふうに思うんですよね。それでないと、そのお金がここにも入っています、ここにも入っていますというようなことになっていったんでは、まずいのではないのかなというふうに聞いていて思いました。

それから、接待交際費の中の撮影時の食事代というんですけれども、例えば、テレビ番組等で、きょうは厚岸味覚ターミナルから放送していますとかとって、ひとつまみ

食べたりする、そういうやつのことをここで言っているのですか、それはまた別なんですか、それだけお伺いして終わります。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 株主総会での活発な意見がないという意味合いからのそういう名指しの言葉、ご意見だというふうにとらえさせていただいております。

会社の経営考えて、そういう活発ないわゆる意見なりそういうようなものというものも、私も必要というふうに思っております。ただ、ご案内のように、厚岸町の会社の株主といたしますのは、いわゆる町民が一株運動をその当時しまして、いろいろな意味で町民が参画してきていると、そういうような部分もございます。そういう部分でありますから、なおさらのことそういう話も出てもいいんでないかというふうに、一方ではあるかもしれませんが、そういった中で何といたしましょうか、これまでの株主総会の中では、そういった踏み込んだ議論にまで至ってきていなかったというのが実態でございます。その辺につきましては、そういう実態の把握ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、仕入れの関係でございますけれども、これは仕入れの原価をいわゆる低減させるという部分の取り組みについては、これまでも時期を見ながら絶えず行っているという状況でございます。現場のほうに確認して。そうした中で、やはりこういった現在のコンキリエの経営状況というような部分も訴えながら、いろいろ仕入れ価格の見直しだと、こういったようなことで配慮して、結果として先ほど申しましたように、漁協での取り扱いが出た、そういうことでございます。

取締役会の関係、これまでの取締役会の中では委託料の問題、それからこの取引の関係、それから実際の運営・仕入れの問題であるとか、具体的にいろいろな部分で議論がされてきてございます。そういった中で、やはりこういう売り上げといたしましうか、利益を得るためには、一方でやっぱり仕入れを下げていかなければならないという部分が当然出てまいります。その辺につきましては、取締役も重々承知をしております。そういった中で、少しでも会社のほうの価格を下げるという意味の中において、現在の会社の経営状況をしっかりと把握した中で、やはり取締役それぞれ持っているつながり、ネットワークありますので、そういったものを利用しながら、それらを訴えていこうということでございますし、そういった取締役の力もいただきながら、さらに仕入れ価格の低減に向けて取り組んでいくという姿勢を出しておるわけですし、そういうような考え方の中で取り組んできております。これからもそういうような形で取り組んでいくという会社側の考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、エージェントの関係でございますけれども、最後の経費の部分とも関連してまいりますけれども、物産展なりイベントに出て行くという部分については一つには売上増につなげる、要するに収益を上げるという目的と、もう一つはコンキリエ、ひいては厚岸町をPRする、二つの両面を効果として持っております。とは言っても、やはり収益性を無視して出て行きますと、逆に営業そのものに圧迫してしまうというような部分がございます、このエージェント関係、特に物産展関係なんです、出て行く

場合については厳選をしてくれております。たくさんありますけれども、そういった中でもいわゆる道なり国なりの補助が入るようなイベントであると、あるいは受け入れ側のほうでそういったいわゆる条件、受け入れ側のほうで用意するというようなそういう好条件を出してくれると、そういった中で選択をいたしまして出て行くということがございます。

そういうような取り扱いいたしまして、ちょっと今、金額あれなんですけれども、昨年度よりも今年度はそういう部分で売り上げこそ下回っていますけれども、逆に収益性は上がってきていると、そういうような動きになってきてございまして、その辺、何でもやみくもに出て行くということではなくて、収益性という部分も大事にしながら。それから、当然、経費の関係ですけれども、それに係る経費という部分も出さなければ、イベントに出た何というんでしょう、そういう収益も出ていきませんので、それにどういったものがかかるかという部分は出しております。

ただ、経費の科目分けの段階では、どうしても会計上の性質の中で分けざるを得ないという部分はありますけれども、そういった個々のイベントを検討する上では、それらの経費というものは全部上積みした上で計算しながら、検証をし、取り扱っているということになっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、厚岸ブランドを高めていくという趣旨の中に、味覚ターミナルで売っている目的の中にございます。難しい部分ありますけれども、そういった中でできることから取り組んできているというのが実態でございまして、それから姉妹都市・友好都市の関係でございますけれども、これもご案内のように、こちらのほうから向こうに行って、村山のほうへ行って厚岸の物産展を行う。当然、それにはコンキリエ、味覚ターミナル株式会社も参加をしていく。それから、逆にこちらに「むらやま秋の味覚市」と称しまして、村山の方々、農協・市役所の職員合わせて、毎年こちらのほうに来ております。現在の味覚ターミナル・コンキリエの会場に、そういった物産展も行っている。これ相互の物産交流を通じまして、それぞれの加工品、あるいは旬の物を皆さんのそれぞれの市民に提供し、理解をしていただくというような動きになってきてございます。

まだ、両方融合したいいわゆる食メニューだとかというような部分ができるまでには至っておりませんが、まずはそれぞれの地方での食の物、食文化という部分を理解すること、これもそういうものにつなげていくためには大事かということで、こういったものについて継続をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、オーストラリアのクラレンスの関係でございしますが、これもコンキリエで来たときに、いろいろ物産販売のものができないかというようなことで当たった経過もございまして、ただ、そこには関税だとかいろいろな輸出入にかかわる規制等々がございまして、非常に難しいということで、逆に販売というよりもこういったものがありますというふうに、今現在は展示に終わっておりますけれども、そういったことにより結果としてできなかったということで、現在に至っているということでございまして。

それから、接待交際費の中にあるテレビ撮影だとかそういうクルーが来たときの部分ですけれども、これは事前の打ち合わせだとかそういった時にかかわる食事代という部分でございまして、撮影に使うものというのは、そんな高価なものをたくさん使うというようなものは今までございませんので、中身的にはそういうような打ち合わせだとか



そういったような形の中で、コンキリエを使いながら食事をしていただくためにどうかと。これも商売につなげるような形でのいわゆる投資という意味の中で、そういう食事提供や何かをしたりしてということでございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 時間もたったので、この辺でやめますけれども、総会等の話をしましたけれども、やはり活発な議論をしていただくということについては、私はもう少し改善・改良の余地があるのではないのかなというふうに思いますし、今、課長おっしゃいましたけれども、一株運動だとか、増資の方向にはもう今はないわけですね。そうであれば、今、町が持っている株主の一定量を一株で持って、私もコンキリエの経営に参加したいというような人がいる場合には、そちらに一定量は譲渡できる方法を考えて、コンキリエの運営に活性化の道を開くのも一つの手ではないのかというふうに考えますけれども、そんなことを考えていくことが可能かどうか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、エージェントだとかブランドだとかいろいろ説明をされましたけれども、これぞ厚岸のご当地メニュー、厚岸グルメだということをアピールすることに対しては、やっぱり開発に携わった方に対する一定の功績を認める対応をしておくべきではないかなと、物によっては長くしていくべきではないのかなというふうに思うんですね。

それと、友好都市だとか姉妹都市の話をしましたけれども、物産交流は今までやられていますよね。だけれども、村山でどんなご当地メニューがあるのか、そういうことというのはこっちから交流で出かけたり、旅行で行った人はわかるけれども、町民はわからないわけ、一般町民、行ったことがない人はね。そうであれば物産だけでなく、向こうではこういう料理もあるんですよということを、例えば、そういうイベントに合わせて調理に携わるような人も来ていただいて、向こうの特産メニューを厚岸の人にも食していただくと。そういう中で、こういうことがあるのであれば、厚岸で生産される材料の中で、こういう組み合わせをすると、さらにいいものができるのではないのかというような発想だって、出てこないとは限らないと思うのですよね。それがコンキリエの経営に活かされていくことも大事ではないのかなというふうに私は思うんですよ。

ですから、そういうことをお互いにやっていくことが、せつかくお互いの町のものを売るだけではなくて、売る物があれば、そこからも学び取るということも大事ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺についてどう考えていくか伺って、私の質問終わります。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

株主の中で、ただいまご提言いただいた部分というのは、例えば町の持っている株を町民に譲渡するというんでしょうか、そういう方法はどうかというふうなことになるかなというふうに思いますけれども、一つには、第三セクターをいわゆる自治体の意向を強く反映させながらやっていくという形になりますと、半分以上の株取得、これを持

つことによって自治体のより強い権限といいたししょうか、そういった部分も表に出していくことができるという部分もございませう。そういった形の中で、今、厚岸町では50%株を保有しているという部分もございませう。そういう部分で進んでございませう。一つのご提言として承らさせていただきたいと、実現をできるかどうかということとは別にいたしませう、そういう部分のご提言があったという部分に受けとめさせていただきたいという部分と思いたしませう。

それから二つ目、いろいろなコンクールで出てきませう、せつかく参加されたコンクール、そこでもってつぶしてしまいうという部分、確かにもったいのございませう。そういった部分では、今まで参加されたり賞に入れたものについては、レシピ等々によって町民の方々に周知するという部分をしてございませうし、また、できるものという部分でししょうか、取り入れるものについてはメニューの中に取り入れていただくと。場合によっては、それはコンキリエだけじゃなくて、いろいろな町内の飲食店等においても、一つの参考にしてもらえればという部分の思いでございませうけれども、やはりこれは商売ベースで出す、営業ベースで出すということになりますと、いろいろな手を加えなければならぬとか、そういう部分難しさもある部分でございませう。

おっしゃっている部分について、せつかくのものを有効に、将来にわたって有効に使える部分という部分の趣旨につきませうは、私もそのとおりでございませうに理解してございませうので、すべてがそうにはならぬ部分難しさはありますけれども、そういった部分の中に取り組みたいな部分という部分に思いたしませう。

それから、村山等との一つの例という部分でございませうけれども、現在もいろいろな意味で、例えば村山から来られますと、「イモコ汁」をつくるだとか、あるいは「ずんだもち」といいたししょうか、もちの食べ方もこちらのほうの食べ方と違いう部分のものを提供するとか、あるいは「こんにやく」をこういう部分で料理して出すだとか、いわゆる一般的といいたししょうか、代表する部分のものは提供してございませうし、また逆に厚岸のほうから行きますと、カキ、てっぽう汁、あるいはアサリ汁という部分の厚岸を代表する部分のごく一般的といいたししょうか、そういう部分のものも提供しながら行くと、あるいは食べ方も紹介しながら物を売るという部分も行くとございませう。

ちょっと踏み込んだものと料理講習で合体させた部分のものも1点、最終的にはそれが地元のメニューとして生きてくれればいいんじゃないかという部分でございませう。それは、そういう部分の方向性という部分も、私はもつともだなという部分に思いたしませう。これらについても、やはりそういった部分に向けて、こういった部分を積み重ねていくという部分が必要かなという部分に思いたしませうので、その辺はご理解をいただきたいという部分に思いたしませう。

以上です。

●議長（南谷議員） 他に質疑ございませうか。

他に質疑がございませうようですから、再開後にさせていただきたいなと思いたしませう。

本会議は、ここで休憩をさせていただきます。再開は、3時40分といたしませう。

午後 3 時07分休憩

午後 3 時40分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。  
引き続き日程第11、報告第 6 号の質疑を行います。  
13番、室崎議員。

- 室崎議員 暑いので上着脱がせてもらいます。失礼します。

まず、今回出していただいた資料に関してちょっと質問いたします。ここで、フルパート・パート・アルバイトというふうに三つに分けてありますね。アルバイトに関してなんですが、4月のところを見ても料理部に5、生鮮部に5というふうな、これは人数を書いているわけですね。合計人工というような書き方をしているんですけども、これはどういう意味なのか、例えば1人工というのはどういうものをあらわしているのか、もし人数であるならば1人1時間で5人にやってもらったら5人ですよ、1人5時間やってもらって1人だったら、1人ですよ、ちょっと意味わからないんですよ。そういうことについては、ちょっと説明しておいてください。

それから、先ほど来の質疑をずっと聞いておりまして、たしか味覚ターミナルの貸借対照表か何か使ったのご質問、佐齋さんのほうからかな、あったんですけども、その時に答弁の中で、まちづくり推進課長さんが、あの組織ないし、あの建物は特別の行政上の目的があつてつくったものなんだという言い方をおっしゃっていましたよね。その行政上の目的とは具体的に何なのか、これについて説明をしていただきたいということです。

それから、株主総会の話が出ておりました。株主総会、すなわち登記簿からは株主のことに関しては全くわからないんですよ。というのは、絶えず株式会社というのは、基本には株主というのはどんどんどんどん変わっていくものというのを原則的形にしておりますから。それで株主総会、まず総株主数何人で、そのうち何人ぐらい出席したのか、何株出席したのか、定足数とかあれですからね、議決要件というのは株式数ですから、それについて。

それから、私は味覚ターミナルの株主の皆さんに関しては、これは、そんな言い方をすると丸でふざけているように聞こえると困るんだけど、感謝状を出してもいいぐらいな人たちだと思っております。だってそうでしょう。ずっと赤字の会社なんですよ、配当なんかありませんよ。それで、これもしこの会社が解散というようなことに万が一なつたとしても、出資金全額なんか戻ってきませんよ。少なくとも現状の中で、この1年か2年の間に配当が出たり、あるいは他に譲渡するときに自分が出資した以上のお金が手に戻ると、すなわち投下資本の回収、利息をつけて、利潤をつけて回収ができるという見込みはないですね、そういう株主になってくださっている方たちなんです。という意味で、私は、非常に感謝しています。それで、この株主名簿の公開というようなことはできませんか。先ほどの議論と同じような、個人情報云々というような問題が出

てくるのではないかと思いますが、その点、お考えを明確に教えておいていただきたい。

それから、これも何人かから既に出ているんですが、17ページに取締役会のバックアップサポートなどという記述がございます。営業活動計画書。先ほどの議論聞いていても何だかよくわからないんですよ。取締役会がバックアップサポートなるものを受けるんではないんでしょう。取締役会が何かをバックアップし、サポートするということなんでしょう。まず、そのこのところですね。それで、取締役会の権限、あるいは責任、俗な言葉で言うと、早く言うと仕事、会社法はどんな規定をしていて、どんなことをやらなければならないものなんですか。

それから、もちろんあれですね、味覚ターミナル株式会社というのは、取締役会設置会社ですね、だから取締役会って書いているんだらうと思うんです。この構成員は取締役ですよ、取締役の守秘義務とかいろいろな言葉で言われると思うんですけども、仕事って何ですか、そこから説き起こして取締役会のバックアップサポートって何ですかと、これお聞きしておきます。

それで、最後に21年度の営業活動計画というのがある書かれております。16ページ、17、18、19と4ページですね。昨年と比べて、ないし例年に比べて、特に大きく変わっているところはどこですか。大体さっと斜めに読んでしまうと、毎年似たかよったか話を聞かされているような気がしてしまうんですけども、いやいやそうでないんだと。ここは大きく、ことし打ち出しているところだというようなものがありましたら、その点についてのご説明をいただきたいということでもあります。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時47分休憩

午後 4 時28分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

13番室崎議員に対する答弁から行います。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 貴重な時間をいただき、大変申しわけございませんでした。

ご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の先ほどありましたパート・アルバイトの資料の関係でございます。合計欄、人工というふうに記載されておりますけれども、ここに上がっております数字につきましても、総数でございます、延べ人数がかかっているということでございます。例えば、4月の総務部で言いますと、4人というふうになっておりますけれども、4名の方がここに従事したという延べの人数が記載をされているということでございます。

それから、いわゆる味覚ターミナルの関係の行政上の目的を持って設置されたという

部分に関するご質問でございます。ご案内のとおり、コンキリエの設置につきましては、目的というのは厚岸町の基幹産業の振興、それから他の産業への波及効果による地域経済の活性化というものが大きな目的でございます、平成6年に町が建設をしたということでございます。

当然、公の施設でございます。設置条例が設けられてございまして、厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の中にも設置の目的といたしましては、第1条に食と味覚を核として地域観光及び地域産業を活性化する。そして住民の福祉及び健康を増進し、もって地域文化の創造の場を提供するというようなことを目的に設置されているということで、ここでやる事業につきましてもこの条例の第3条の中に、目的達成のために行う事業という部分が、10項目にわたって記載がされているわけでございます。この規定の中には、食に関する情報収集、研究、講習会、講演会の開催、こういったことのほかに地域観光に関する情報収集、提供、それから実際に今、営業の関係で行っております地場製品の販売及び普及宣伝、飲食を提供すること、そして地場製品の流通開発・研究、こういったようなものが事業として上げられている。そして、この事業をいわゆる指定管理者に行わせることができるというような内容になってございまして、そういうことからいたしましても味覚ターミナル・コンキリエの部分は、行政上の目的を持ってつくられ、行政上の目的を持って運営がされているというふうに理解をいたしております。

それから、株主総会の関係でございます。株主総会の定足数どうだったのかというご質問でございました。

このたび、さきに行われました株主総会につきましては、会社の株主の総数でございますけれども、79名でございます。そのうちの発行済みの株式総数が1,300株ということで、これはすべて議決権のある株式総数ということになってございます。当日の出席株主総数につきましては、委任状を含めまして64名、このうち持ち株の議決権のある株式総数が1,232株というような形の中での定足の中で、そういう中で株主総会が開かれたということになってございます。

それから、株主の状況でございますけれども、総数では79と申しました。そのうち厚岸町内におきます企業・団体が27、それから個人、町民ですね、47、それから町外資本の会社でございますが、5社でございます。この5社の中には、地元にあります金融機関も含めての数字でございます。そのような状況になってございます。

それと、株主名簿の公開の関係でございますけれども、株主名簿の関係につきましては、これが会社法の中に規定ございまして、株主及び債権者でございます。株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができるという中に、株主名簿これの閲覧又は謄写の請求ということで、株主及び債権者に限ってという反対解釈ができるかと思っておりますけれども、そういった中で株主名簿の閲覧は可能だというふうになってございます。このことからいたしまして、先ほども質問者もおっしゃられたプライバシーといいましょうか、そういうような部分もございまして、株主名簿を公開するというようなことにはならないというふうに判断をいたしてございます。

それから、続きましてバックアップサポート、取締役会の役割、仕事は何かということでございます。取締役会というのは、会社役員におきます業務意思決定及び取締役会の業務監査、それと代表取締役の選定・解職、こういったようなものが大きなものとし

て上げられておりまして、それぞれ具体的に法定がされてございます。

会社法の中に、360人以上の規定がございますけれども、ここでは取締役会の職務といたしまして、取締役設置会社の業務執行決定、それから取締役の職務執行の監督、それから代表取締役の今言いましたように選定及び解職、それからそのほか業務といたしましては重要な財産の処分及び譲り受け、多額の借財、それから重要な組織の設置・変更・廃止、そのほか株券、株式に関する譲渡であるとかそういったもろもろの株式にかかわる関係、こういったものが会社法の中で決められているということでございます。

取締役会のバックアップサポートという表現の中でございますけれども、おっしゃられる取締役会が受け身でバックアップサポートを受けるという意味ではなくて、取締役が会社経営における、運営における現場での業務、こういったものを取締役として後押ししていくというような考え方の中の体制ということでございます。何度も申してきておりますけれども、例えば仕入れの関係でございますけれども、仕入れ取引の関係については、そういった取締役の持っている力といたしまししょうか、そういったものを発揮しながら、現場での取引関係についてバックアップしていくんだというような考え方のものを進めていこうということでございます。

それからもう一つ、最後でございますけれども、新年度の事業計画の中にあります事項の中で、新しいものはどれかと、大きく変わっているものはどれかということでございます。るる12項目上げておりますけれども、これは今年度から12項目というような形で上げさせていただいております。

基本的には、今まで行ってきた継続という部分も改めてこの中に打ち出して、これをしっかりと意識した業務に当たっていこうという会社側の考え、現場の考え、こういったものが出されているところでございまして、この中でも大きく行って、新しく取り組んでいこうという部分につきましては、先ほど売り上げの増加の中にありましたレストラン部分でのご当地メニュー、これは今までもいろいろな意味でのメニュー開発を行ってきていますけれども、事業としては今年度から始まった商工会での新しい事業ということでございまして、こういったものに、これに積極的に加わっていく、自分のほうから積極的に加わっていくというような部分を打ち出しております。

それから、17ページの経費の削減の関係でございますけれども、スタッフ制の導入というような言葉を行っております。これは、それぞれの営業部門のセクションごとに、それを中心にという職員、スタッフの配置をしてございましたけれども、そういったものの垣根を越えて営業その時々といたしますか、時期、夏であるとか冬であるとかそういう時期に合わせて、効率的な人員配置をしていこうということで、これを積極的に導入するというので、もう一部これに取りかかってございます。

これが、部分が出てきているということと、それからもう一つは、19ページであります。エージェントへの営業推進強化、観光客の誘致宣伝事業の中にあります(4)番目でございますけれども、これもプロモーションの活動という部分、これは非常に今までコンキリエのほうは弱い状況でございました。これは昨年度から補助事業等を受けまして行ったんですが、先ほど10番議員さんの中でもお答えいたしましたけれども、すぐに効果は出るものではないんですが、これを積み重ねていくということが今後お客を集めていく上で必要だと。旅行会社に理解をしていただくということが大切だということで、これを

積極的にやっていくという方針を出しているという部分が主に新しくいいでしょうか、大きく変わってきているところでございます。

以上になります。

- 議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時43分休憩

午後 4 時51分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 申しわけございません。資料の提出の仕方、説明の仕方に不明瞭な部分ございまして、訂正方々、再度説明をさせていただきたいと思いません。

パート及びアルバイト従業員の状況の数でございますけれども、ここに合計欄に人工というふうに表示をしておりますが、この人工という表示につきましては、この場合に当てはまりません。つまり不要という形でございます、この部分は削除をお願いいたします。

それで、ここに出てきている人数につきましては、それぞれの月に何名の方がその業務に携わったかという延べの人数を表示している内容のものでございます。

なお、下のほうにあります時給については、これらの方々が時給幾らで従事しているのかという部分を参考として表示をさせていただいているということでございますので、そういう資料数字であるということをご理解をいただきたいと思いません。

- 議長（南谷議員） ここで会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、報告第 6 号が終わるまでか、それとも13番室崎議員さんの質疑が終わるまでにするのかどちらか、あらかじめ時間の延長を行いたいがと思いますが、皆さんにご相談でございます。いかがいたしますか。今から聞けないから、終わるまでやってもよろしいですか。6号が終わるまでにするか。

（「6号が終わるまで」の声あり）

- 議長（南谷議員） 6号が終わるまで延長を行いたいがと思いますが、それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 議長（南谷議員） それでは、そのように延長をいたします。

13番、室崎議員。

- 室崎議員 わかりました。この資料に関してはわかりました。何か資料要求した人との意図とは大分離れたような話になってきたけれども、それは私が要求したわけじゃないから、特に言いません。

それから、行政上の目的というのも設置条例の2条、3条か、それによってその話をしたんであるということですかね。はい、わかりました。

株主名簿の公開云々なんですけど、全くの私企業ということに関しては会社法の規定そのとおりだと思うんです。だから、何の関係もない第三者が、のこのこと関係のない会社に出かけて行って、「おい、ちょっとおまえのこの株主名簿見せてくれや」、これはできませんよということが規定されているんですね。株主か会社債権者は、営業時間内ならいつでもですね、またこれは解釈上特別の話なんだけれども、業務に支障があるような形ではできませんわね。でなければ閲覧ないし謄写ができると、こういう形ですよ。厚岸町はできるんですね、株主ですから。議会は厚岸町の中の一機関なんです。だから、厚岸町はここに会社の規模から行って、多額のお金を出していますね、いろいろな形で。そういうときに、全く関係のない第三者が、全くの私企業、いわゆる公的な資金だとかそういうものが入ってないようなもの、そこに対して株名簿を請求した時と、全く同様の話ができるのかということを知っているんです。

あなたは、会社法を棒読みにただけで終わっているけれども、そういうことでもいいのですか。もしできないんならばできないなりの理論をきちんと言っていたきたい、そういうことです。

それから、きょうの議会がここまで長引くと、皆さん思っていたかどうか分からないけれども、私は予想外に長くなったなと思っているんですが、3月議会でも随分と補正のとき、そして新年度予算のときに議論百出しました。それで、町長は、この後経営の立て直しに全力を挙げるのだということをおっしゃって、それに期待して私は賛成に回ったというのが新年度予算での、ついこの間のことですから、今も鮮明に覚えているわけですが、となれば今回の営業活動計画を見ていると、1にこういうものがありますよとは言われているけれども、あのかのときの議論の流れから、言葉じり一つ一つではなくて、要するに経営の改革というものをきちんと示すよという言い方を町長はしている。それにはこれがまだ当たらないんだなと、この後の機会で、例えば今一般質問でこの後、高橋さんがこの部分おやりになるので、そこで示されるのか、あるいはもうちょっと後になるのかは別として、この後の機会でもってそういう経営の立て直しに関してのもっと抜本的というか、根本的というか、大胆なというか、そういうものが示されてくるといふふうに解釈しておけばよろしいんですねということです。

それから、取締役会のバックアップサポートって、言葉じりつかまえているようで悪いんだけど、ちょっとこれ何だかよくわからないんですよ。今のまちづくり推進課長の説明聞いていると、余計わかんなくなるんですよ。取締役会の権限だとか権能だとかというのを説明をしていたのだ、今、あなたの説明は。ところが途中で、だんだん取締役会の「会」の字が抜けてきて取締役が取締役がと言い出しているんですよ。取締役



と取締役会は別の機関ですよ。取締役会のバックアップサポートと書いているのです。説明になってないですね。どういう意図で書かれているのか、甚だ疑問です。

ただ3回しかないし、こんなことに余りくどくどやる気もありませんから、私の考え申し上げますね。まず、取締役というものは、会社から委任を受けているわけですよ。民法の委任規定が適用されますね、そうすると、善良な管理者の注意義務をもって職務に当たるということがまず第一に出てきます。

それから、私も今の新会社法は余り勉強してないんで、口幅ったいことは言えないんだけど、基本的な考えは同じですから、何条何項の何というような話をちょっとしないで言いますと、取締役には職務忠実義務といったかな、そういうものは当然ありますよね。いろいろな難しい言葉でいろいろ語られるけれども、簡単に言ってしまうと、会社の経営が健全化に行われるように全力を挙げて、その職務に取り組む義務というのがあるわけですよ。その取締役が集まって、取締役会という機関をつくった場合、これが取締役会設置会社ですよ。その取締役会としては、これとこれとこれとこれは専権事項ですよとなっているんだけど、当然、取締役が構成員ですから、それ以外のことに一切口出しちゃいけないなんて規定はないですよ。

そうすると、その取締役会があって会社が健全にきちんと初期目的を達することができるように全力を挙げて取り組まなければならない義務があるというのは、これは当然でしょう。それから言ったら、今言っているようなバックアップ何たらってというような話は、取締役になった人当たり前の話じゃないですか。それがわざわざここに書かれるということは、見方によっては何もしてないから、こうやってやってくれと書いたのかっていうような妙な誤解を与えるだけになりかねませんよ。それが取締役会のバックアップサポート等などという非常に不思議な文章が出てきて、みんな読んでいてひっかかるという原因だと思うんですよ。

そうじゃないんだというのであるならば、そこのところを今言ったように、取締役ないし取締役会の持っている義務、職務、責任、何でもいいですよ、俗な言葉で言えばね。そういうようなものと別個の何かを、ここで取締役会って書いているから、取締役じゃないんだなあ……、その取締役会に何たらサポートだかというものをやってもらおうんだというようなものが、今の説明の中じゃ出てこないんですよ。それをお聞きしている、いかがでしょう。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、株主総会の名簿の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど会社法の中で、会社法でこういうようなのが必要になっていきますよというようなこととお話をさせていただいております。町も当然株主でございますので、そういった一覧、こういう情報は認識をしております。

ただ、これを一般に公開するという形の中にいきますと、それぞれ持っている株、いわゆる株主としての財産と一緒にしているという部分がございます。これを広く一般町民に公開すると、町がそれを公開するということはどうなのかなという部分がございます。これはプライバシーの部分、いわゆる個人財産の公開等につながっていくのかなと

というような懸念される部分もございます。

なお、この辺のきちっとしたいいわゆる根拠だとかそういった部分は、今、求められているわけでございますけれども、この辺につきましては、少し研究をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、その上でこの取り扱いについて方向性をきちっと出したいなというふうに思っておりますので、ご容赦のほどお願いをいたしたいと思っております。

それから、取締役会のいわゆるバックアップサポートという言葉でございますけれども、考え方といたしまして、取締役会の持つ部分というのが先ほども申しましたとおり、会社の業務をこれを行っていく上での決定機関でございますので、会社の運営方針・経営方針、どうやって会社を運営していくか、経営していくという部分についての権限を持つ取締役会でございます。当然、そういう運営の中に携わっておりますし、そういった中で会社のあり方という部分について、意思決定をしながら取り組んでいくという役割そういったものを持っていると、こういうふうに私も思っております。

だから、ここの中に記載されている部分というのは、往々にして現場においていわゆる実際の取引、商取引の中で仕入れの関係だとかそういったようなものが出てくる。こういったものを現場だけの力でなく、やはりこういった大きな取締役会なり取締役なりそういったような力をいただきながら、そういった経営改善に向けてといたしましうか、そういう仕入れ関係の部分においていわゆる会社の経営に、安定化につながるような取り組みをしていくという意味の中では、現場だけでなくそういったような力を得るのだというような部分を明らかにしたと、明らかにして取り組むという意図で、現場のほうではこういった項目を入れたということでございます。その辺については、ご理解を賜りたいなというふうに思っております。そういうようなことでございます。ご理解いただきたいと思っております。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 5 時 05 分休憩

午後 5 時 06 分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 経営改善への取り組みの関係でございます。申しわけございませんでした。

るるこの方向性でもって出ております。現場の中でといたしましうか、方針として今までの積み重ねの中で、さらに確認をし合いながらやっていくということで、先ほど申しましたけれども、こういう事業計画出しましたけれども、これだけでいわゆる経営改善なり、収支性を改善していくというような部分は、非常に難しいだろうというふうに我々も理解しております。

先般、取締役会ありましたけれども、そちらの中でいわゆる第三者といいましょうか、会社からちょっと離れた経営に明るい方々、そういった方々のアドバイスなり意見をいただきながら、もう一度経営運営の中身を見直すということが必要であろうということの中で、社長である町長のほうから取締役会のほうに、こういった町内外のそういうような方々を協力を得て、第三者機関による経営改善の意見をいただく場を設けたいということを提案をいたしまして、るる意見はあったんですが、そういった方向で取り組む部分については取締役会の賛同、同意を得たという形になってございます。こういった形の中で、これから取り組みたいというふうに思っております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 やっと積極的なよい提案というふうな気がします。そういうことを期待しているんですよ、議会としてもね。それで、議会側でもどうしても本会議でもってこういうこと話をすると、ここ何なんだ、ここ何やっているんだ、ここうまくないんじゃないかというような式の話にとられがちなご質問に終始してしまう。特に私なんかは、話し方が下手なもんだからそういうふうにとられてしまうんだけれども、そうでなくてやっぱり一緒になって、いろいろなアイデアを出しながら何とか立て直していいものにしていきたいなという思いは一緒なんでして、そういうような方向で双方いろいろ出し合いながらやっていきたいなというふうには思っております。

それでちょっと苦言を呈してばっかりいて悪いんだけど、取締役会のバックアップサポートなどというふうなこの文章は、意義あって言葉足らずというのがまさにこういうことで、こんなこと考えているんですというのが、随分るる説明されたんで、おぼろげながらそんなようなことをねらっているんだなというのがわかりましたけれども、そういうものを表現する文章じゃないですね、これは。しかも取締役のじゃない、取締役会のなんだ。取締役と取締役会の区別もどうもついてないみたいだし、それからその職務というものから考えたときに、どういうふうにかければならないかというようなあたりのこともないようだ。だから、やはりこちらの思いはきちんと相手に伝わらないと、文章じゃないんですよ。そういう意味では、反省をしていただきたいと思います。

それから、株主名簿に関しては、これから研究するとおっしゃるんだから、研究してください。ただ、その中で1点ひっかかったので、一般に公開するって、今、課長おっしゃったんだけど、議会というのは本当の一般なんですね。私は、町の機関としての議会にというふうに言っているんですよ。それが一般になってしまう、そうすると、広報あつけしだとかホームページだとかに記載するのも議会で言うのも、全く同じだという意味でおっしゃっているのかどうか、その点についても、あって言葉足らずというふうにならないようにちょっと注釈をつけていただきたい、そういうふうに思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 大変失礼いたしました。町議会でこの行政運営、そういうものに審議いただく上で必要な書類というものは当然でございます。そういう意

味では、ほとんどの議会にお示しをして審議いただかなければならないというものだろうと。そういった意味では、一般と議会へ出す資料というものは、同レベルのものではないという認識でございます。

なお、これらの議会にお示しする何といたしましょうか、手法そういったような部分については、改めて検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

9番、菊池議員。

●菊池議員 ここで営業計画で伺いますが、18ページの5どのような計画で行うのか、内容と計画について説明をお願いします。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） これは、今年度に向かっての会社としての取り組み方針をあらわしているものでございまして、やはりお客様を迎えるという形、いわゆるどうサービスを提供していくかという部分については、やはり持っている技量・技術、こういったものを向上させていかなければならないという会社現場の考え方、意向といたしましょうか、そういうものを認識を持っております。その上で、こういったものに積極的に取り組んでいくということでございます。

それで、「今後においては、北海道観光マスター等の各種検定、社内教育を通じ」ということで、現在も支配人でございますけれども、北海道の観光マスターの資格こういったものを取得を昨年してございます。こういった取得をしたいわゆる資格・知識こういったようなものも、当然、社内教育の中に取り入れていくというようなこととございまして、そういったような資格また新たに社員・従業員が取っていくというようなことを通じ、全体としての接客技術こういったものを高めていきたいということを目標にするということをごに掲げている内容のものでございます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 福祉センターで前に開催された観光協会の会議でも提言したんですけれども、この事業の項目の成功を期待しております。なぜならば、将来に向けて来客がプラスする、増が見込まれる可能性があるからです。この計画、サービスが行き届くと、厚岸に再来するリピーターが見込まれるわけでございます。2009年からの計画でありますけれども、去年から始めてあるそうでございますけれども、目標年次はずっと続けてやってほしいなど、このように思います。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） いわゆる観光客での接客、外部からのお客様を迎える施設として、こういったホスピタリティー、いわゆる接客等の技術、お客様に喜んでもらえるサービスを提供するというような技能・能力、こういったものは大変重要であるというふうに思っておりますし、会社でもそういう認識でございます。これは単年度でやればよいというものではございません。これは継続して行って、社員全員の能力アップにつなげていく、そのことが来られたお客様の満足度を高めていく。でき得ればリピーターとなって帰ってくるというようなことにつながるかというふうに思っておりますので、この辺については会社においても継続して取り組んでいくという考えであるというふうに聞いております。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告第6号を報告済みといたします。

●議長（南谷議員） 本日の本会議は、この程度にとどめ、あすに延会したいと思います  
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後5時17分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年6月24日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

